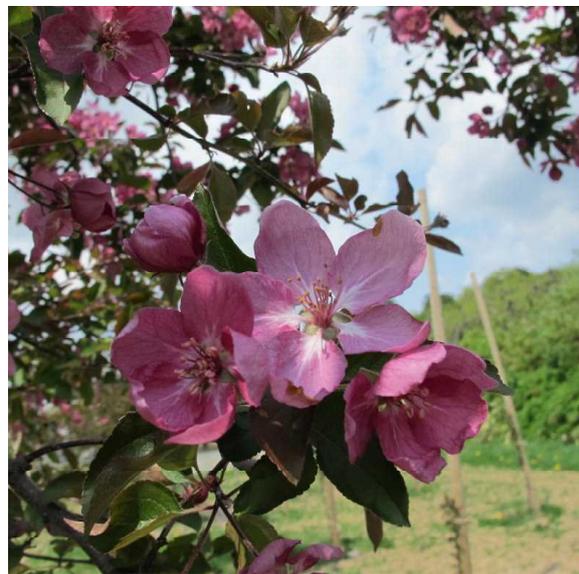


# 第2次五所川原市食育・地産地消推進計画

〔計画期間：平成28年度～平成32年度〕



赤～いりんごの花

(上：御所川原 左下：栄紅 右下：レッド・キュー)

平成28年 月

五 所 川 原 市



## 実の中まで赤～いりんごの話

五所川原には、花・若葉・枝、さらに実の中まで赤いりんごがあります。この通称「赤～いりんご」として親しまれているりんごを初めて育成したのは、旧梅沢村長なども歴任したほか、藍綬褒賞や勲五等雙光旭日章も受賞した前田顕三さん(明治14年10月29日生)です。

前田さんは学生の頃、りんごに大発生した綿虫を目にし「何とか地域の農家を救済したい」と思ったことをきっかけに、抵抗性品種の育種に着手し、その一方で消費者の食嗜好を高め農家の収益を向上させるため、果肉が赤く形の良いりんごの研究開発などを手掛けたとされています。

こうした研究成果の一つが現在の「赤～いりんご」に至った訳ですが、前田さんは他界するまで研究を続けていたにもかかわらず、りんごに命名していなかったことから「無名のりんご」として前田家に受け継がれていました。前田さんとしては、自分で満足のいくものができた段階で命名する考えでいたのではないかと推察されました。

そこで五所川原市は前田さんの遺志を引き継ぎ、功績を後世にわたって残すため、これらのりんごを更に選抜し、平成8年6月に『御所川原』<sup>※</sup>の名称で種苗登録しました。それを原料としたワインやりんごジュース、ジャムといった加工品が五所川原市の特産物として県内外で販売されています。また、現在では新品種の『栄紅』や『レッド・キュー』が開発されています。

「赤～いりんご」の実がなぜ中まで赤いのか。それは果肉に含まれるアントシアニンという色素によるものだと言われていますが、地域の明日を思う先人の熱い情熱が込められているからかもしれません。

※『御所川原』: 五所川原の地名説は二通りあり、一つは五所川原新田開発の際に、屈曲した5か所に川原ができて地名になったものと、もう一つは、新田開発の祈願所として建立した八幡宮の御神体が、岩木川の上流の御所(南朝方の長慶天皇の行政所伝説)から度々流れ着いたことにちなんで、御所川原になったという説が伝えられています。

ご

ご飯をしっかり食べて通学・出勤しましょう。

しょ

しょっぱい食べ物は控えめに、バランスの良い食事をとりましょう。

が

外国産よりは国産! 地元産! 地産地消を推進しましょう。

わ

我が家の食卓を、笑顔がいっぱいの楽しい食卓にしましょう。

ら

ライフスタイルを見直すために食の知識を習得しましょう。

## 食育の語源

「食育」という言葉は、明治時代以降、知育、体育と並ぶものとして用いられてきました。出版物でも1898年には、陸軍薬剤師であった石塚左玄が、「通俗食物養生法」で「今日、学童を持つ人は、体育も智育も才育も全て食育にあると認識すべき。」と記しています。さらに、1903年には報知新聞編集長であった村井弦齋が、連載していた人気小説「食道楽」の中で、「幼児には徳育よりも、智育よりも食育が先き。体育、徳育の根元も食育にある。」と食育について記述しています。

# 目 次

## ◇ はじめに ◇

- 1 食育とは . . . . . 1
- 2 計画の趣旨 . . . . . 1
- 3 計画の位置付けと計画期間 . . . . . 2

## 第 1 章 計画策定の背景

- 第 1 社会と食環境の変化 . . . . . 3
  - 1 社会環境の変化
  - 2 食環境の変化
- 第 2 食を取り巻く課題 . . . . . 4
  - 1 規則正しい生活習慣の確立
  - 2 食の安全・安心の確保
  - 3 食生活に起因する健康問題
  - 4 郷土料理離れと地産地消の拡大

## 第 2 章 計画推進の基本方針

- 第 1 食育の基本理念 . . . . . 7
- 第 2 食育・地産地消推進の方針 . . . . . 8
  - 1 地産地消中心の安全・安心な食環境づくり
  - 2 ヘルスリテラシー（健康教養）の向上と生活習慣病の予防
  - 3 おいしく食べるための活動の推進
  - 4 食文化の伝承
  - 5 おいしさの共有
- 第 3 食育推進の仕組み . . . . . 11
  - 1 多様な関係者の連携・協力による食育の推進
  - 2 バランスの良い食事の実践・普及

## 第3章 計画の取組内容

- 第1 家庭における食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - 1 家族で楽しい食生活の実践
  - 2 家族みんなで健康づくり
  - 3 食生活改善で健康増進
  - 4 食べ残しなどムダのない食生活
  - 5 地域の自然や農林水産業との体験交流
  
- 第2 学校・幼稚園・保育所等での食育の推進・・・・・・・・・・ 16
  - 1 子どもの発達段階に応じた取組の充実
  - 2 学校・幼稚園・保育所等と家庭、地域が連携した食育の普及体制の整備
  - 3 豊富な資源を生かした体験学習の推進
  - 4 安全・安心な給食の推進
  - 5 地場産品を活用した給食の充実
  
- 第3 地域や社会全体での食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
  - 1 市民一人一人による食品と食生活の正しい知識の習得
  - 2 食品の選び方についての正しい知識の取得
  - 3 健康づくりを通じた食育の推進で健康なまちづくり
  - 4 環境に配慮した食生活の推進
  
- 第4 農林水産業等における食育・地産地消の推進・・・・・・・・ 24
  - 1 健康と環境に配慮した地元産農林水産物の生産と利用拡大
  - 2 ふるさとの食文化の伝承と食の交流発信
  - 3 安全・安心な県産農林水産物と加工食品の提供
  - 4 農林水産業と消費者との連携強化による信頼形成
  
- 第5 食関連産業での食育・地産地消の推進・・・・・・・・・・・・ 27
  - 1 五所川原市の良さを生かした食品の製造・流通・販売
  - 2 サービス産業による郷土料理や食文化の提供
  - 3 食育健康産業等の振興と地元雇用への結びつけ
  - 4 食品廃棄物の再利用など環境に配慮した取組

## 第4章 食育推進計画の点検評価

第1	食育推進計画の点検評価	29
第2	食育推進計画の見直し	29
第3	点検項目毎の現状の把握	30
	①食育及び地産地消の認知度・関心度	
	②児童生徒食生活等実態調査	
	③「教育ファーム」の普及	
	④学校給食への地場産品の使用状況	
	⑤妊娠期から乳幼児期の栄養・食生活	
	⑥国・県・人口同規模平均と比べてみた五所川原の位置と食育の推進	

## 第5章 食育・地産地消推進の目標値

第1	食育・地産地消推進の目標	47
第2	項目毎の現状と目標値	47

## 第6章 計画の推進体制

第1	効果的に計画を推進するための体制づくり	49
第2	関係団体からの意見聴取	50
第3	パブリックコメント	51

## ◇参考資料◇

資料1	五所川原市内のエコファーマー認定者数、及び認証を受けている作目と作付面積	52
資料2	五所川原市の主な年間漁獲量	53
資料3	食育基本法	54
資料4	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）	61

## ◇ はじめに ◇

### 1 食育とは

食育とは私たち一人一人が、生涯を通じて健全な生活を実現して、健康を確保できるようにするため、自らの食について考える習慣や食に感謝する心、食に関する様々な知識、食を選択する判断力を正しく身につける活動や学習等に取り組むことをいいます。

### 2 計画の趣旨

私たちが心身の健康を保ち、生涯にわたり生き生きと暮らすためには、「食」は欠かせないものです。

しかし、近年は日々の忙しい生活を過ごす中で、「食」の大切さを忘れてがちになった結果、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の<sup>そうしん</sup>瘦身(やせ型)志向などの健康上の問題、「食」の安全・安心上の問題、食料自給率の低下、地域の豊かな味覚や食文化が失われる危機など、食をめぐる問題が生じています。

このような状況の中、国では生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、平成17年7月に「食育基本法」を施行し、平成18年3月には「食育推進基本計画」を策定しました。

また、平成23年3月には「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化法)が施行されました。この法律により、これまでの第一次産業・第二次産業・第三次産業のそれぞれの事業者等が取り組んでいた各種事業を、例えば生産と加工を一体的に行ったり、生産から加工・流通・販売に向けた総合的な事業として推進したりすることが可能となることから、市町村においては「地域の農林水産物の利用の促進(地産地消)について」の計画を定めるよう求められています。

五所川原市においても、市民一人一人が健全で豊かな食生活が送れるよう、食について自ら考える習慣を身につけ、健康の向上につながる栄養的にバランスのとれた食生活を実践するとともに、都市と農山漁村の共生・交流を進め、豊かな食文化の継承と発展、環境と調和のとれた食料生産と消費を推進するため「第2次五所川原市食育・地産地消推進計画」を策定し、地域の特性や伝統の食文化を生かした食育及び地産地消の推進を目指します。

### 3 計画の位置付けと計画期間

本計画は、食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）第41条第1項に規定する市町村による地域の農林水産物の利用の促進についての計画（促進計画）として位置づけ、青森県食育推進計画を基に、五所川原市の食育と地産地消の推進を図るための基本的な考え方と具体的な施策の展開を示すための計画として策定します。

計画期間については、平成28年度から平成32年度までの5か年とし、施策の成果や社会情勢の変化に対応するため、計画期間中であっても必要に応じて随時見直しを行うこととします。

# 第1章 計画策定の背景

## 第1 社会と食環境の変化

### 1 社会環境の変化

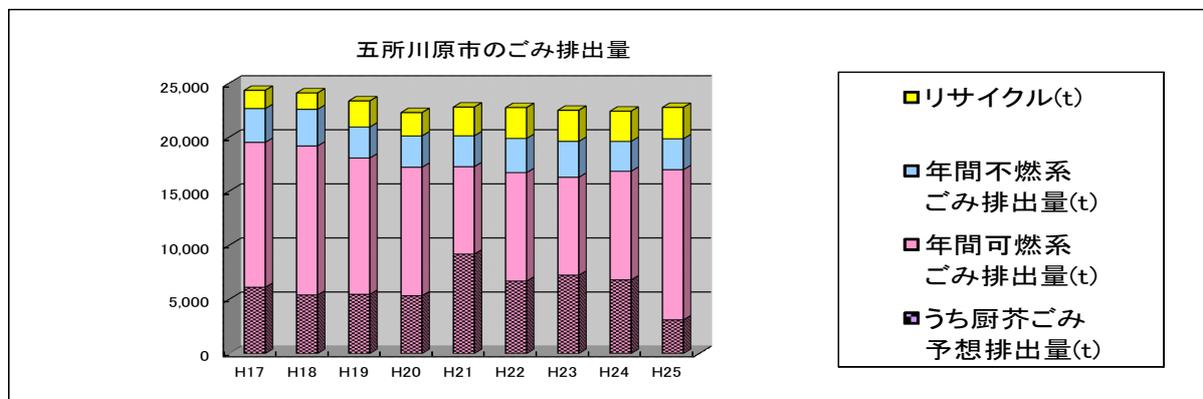
現代の私たちの生活環境は、高度経済成長期を中心とした所得の向上などをきっかけに、豊かで便利なものになりました。

その一方で、社会の仕組みや生活の価値観にも大きな変化が起こり、核家族化の進行、共働きや単身赴任家庭の増加などライフスタイルが多様化し、日々忙しい生活を送る中で、人々の生活の時間配分や家族の役割なども大きく変わってきました。

### 2 食環境の変化

私たちの食生活は、社会環境の変化を受け、豊かで便利になりました。また、より利便性や簡便性が求められ、時間と調理技術を要する料理より、なかしよく 外食や中食<sup>※1</sup>、即席食品を利用することが多くなってきています。

その結果、生活時間が有効に活用されるようになった一方で、時間や手間のかかる手づくりの家庭料理や伝統的な日本料理が、家庭の食卓に上る機会が減少してきています。食事の内容も、日本は世界各国の食べ物や料理などがいつでも数多く食べられる恵まれた環境にありますが、その一方で食料自給率が低く、大量の食料を輸入しなければならない食料事情にもかかわらず、食べ残しや売れ残りなどにより大量の食品廃棄物が出ていることが問題となっています。



※ 平成26年度改訂ごみ処理基本計画 五所川原市のごみ排出量の推移、及び西北五環境整備事務組合 ごみ質・組成データより

※1 なかしよく 中食：持ち帰り弁当、惣菜等そのまま食事として食べられる状態に調理されたものを家などに持ち帰って利用するものをいいます。

## 第2 食を取り巻く課題

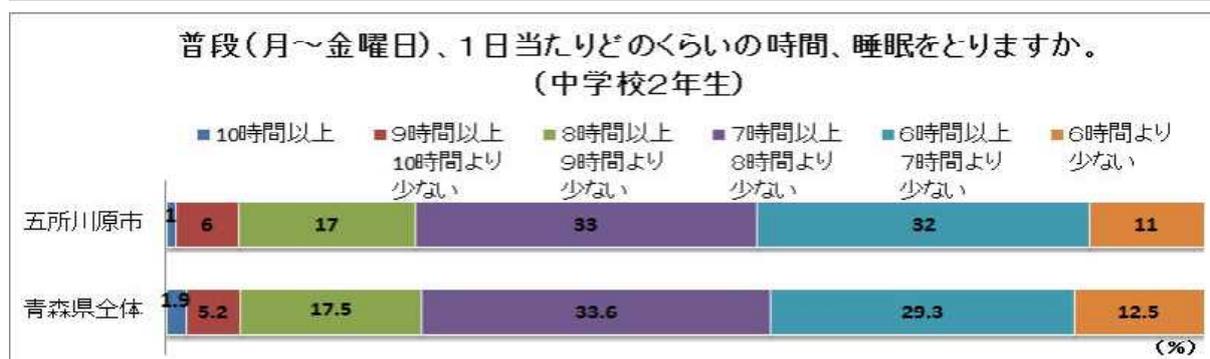
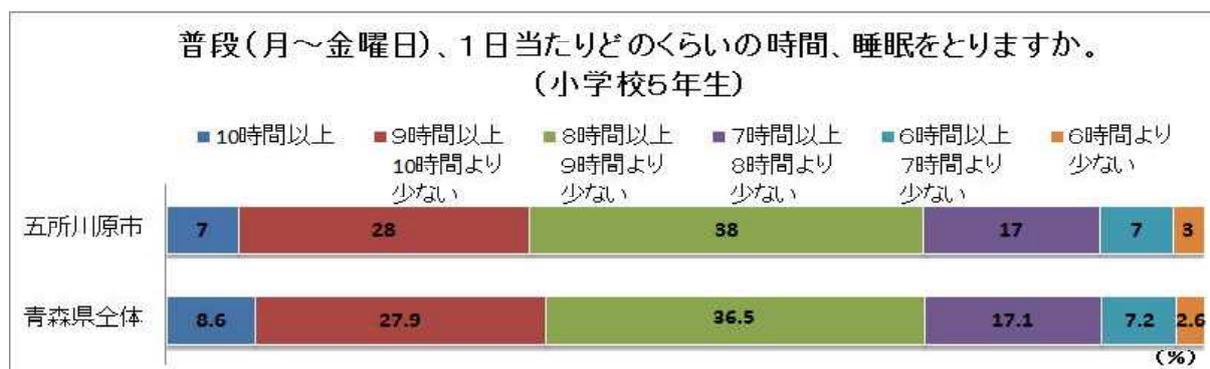
### 1 規則正しい生活習慣の確立

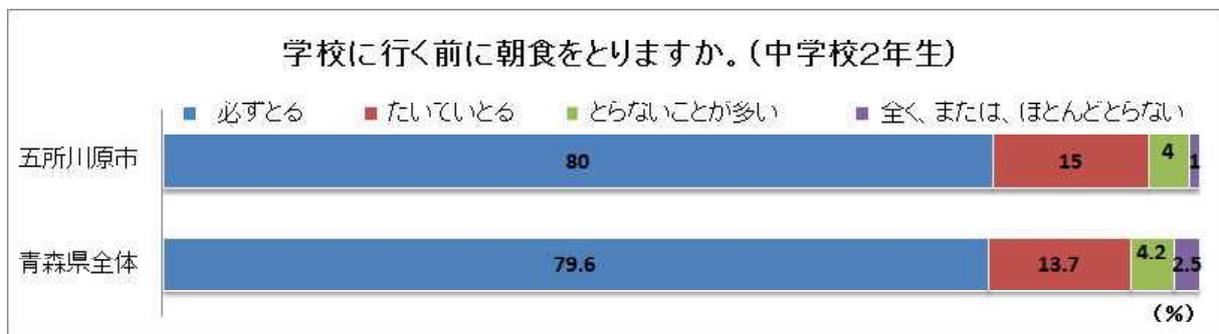
#### (1) 生活リズムの乱れと朝食の欠食

就学前後の子どもは基本的な生活・食習慣を身につける大切な時期であるにもかかわらず、近年夜遅くまでゲームやインターネットをする子どもがいます。その結果、大人よりも睡眠時間を必要とする子どもの起床が遅くなり、朝食を欠食することにつながっていると考えられます。また、栄養学的観点からも朝食と集中力の関係性は証明されており、特に脳のエネルギー源補給と体温上昇の2点において朝食が重要となっています。

平成26年度青森県学習状況調査の質問紙調査の結果によると、約5%の児童生徒が、朝食を「全く、または、ほとんどとらない」、あるいは、「とらないことが多い」と回答しています。

食を始めとする生活習慣の乱れがうかがえることから、保護者に対して発育のための睡眠時間の確保と朝食の重要性を再確認してもらい、子どもが規則正しい生活をおくれるような環境を整える必要があります。





「平成26年度青森県学習状況調査 質問紙調査」より

## (2) 幼児の間食のとりかた

幼児にとってのおやつは小さな食事です。胃の大きさが小さいために、1回の食事で体に必要な量をとることができません。現代のおやつは市販の菓子が主流となり、高カロリー・高脂肪のものが多く、幼児にふさわしいものを選ぶ必要があります。また、食前にジュースや菓子を食べることによって高血糖状態となり、空腹感を感じることができず、しっかりと食事をとることができなくなります。夕食後のおやつは翌日の朝食にも影響を与えるため、まずは3度の食事をきちんと食べることができるよう、おやつの時間や回数、量を決めて与えることが大切です。

## 2 食の安全・安心の確保

我が国の食料自給率は低く、私たちの食卓に並ぶ食材の多くは海外に依存しています。しかし、口蹄疫や鳥インフルエンザといった家畜感染症は国内外を問わず注視すべき問題として存在し、偽装表示や異物混入など生産者の体質が問われる問題、加えて近年では原発事故に伴う食品の放射性物質汚染とそれに係る風評被害など、食の安全・安心の根幹を揺るがす問題が大きく取り上げられています。

中でも、根拠のない風評は産地としての出荷に打撃を与えるばかりではなく、消費者の間に不安を広げ、安心して農林水産物を口にすることができなくなり消費活動にも支障をきたすこととなります。

このようなことから、食の安全・安心への取組は一層重要となっており、生産者への生産管理の徹底は勿論のこと、消費者に対しても科学的知見に基づいた正しい知識を普及させることで、風評に左右されず、自分の意思で論理的な判断をしたうえで適切な消費をするよう図っていくことが必要とされています。

## 3 食生活に起因する健康問題

栄養バランスの偏った食事や不規則な食生活が続くと、内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)を促進し、代謝異常による高血糖、高血圧、脂質異常を引き起こします。将来的には糖尿病、高血圧症、脂質異常症等

の生活習慣病を発症し、重症化すると脳血管疾患や心疾患等へと進行します。

日本人の食事摂取基準2015年版では、食塩摂取量の目標量は男性8g未満、女性7g未満となっていますが、平成22年度青森県県民健康・栄養調査によると、成人の食塩摂取量は10.2gと多い傾向にあります。また、平成26年国民健康・栄養調査では、20歳以上の野菜類の摂取量は283.1gですが、先述の県の調査では258.9gと、全国平均よりも低くなっています。

このことから内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）や生活習慣病予防について正しく理解し、自身の食生活を見直し、改善することが必要と考えられます。

#### 4 郷土食離れと地産地消の拡大

農林水産物の輸入自由化及び生産技術の進歩に伴い、産地や季節を問わず店頭で野菜や果物が並ぶようになり、産地や「旬」の意識が希薄化したことで、食べ物に対する「ありがたさ」「もったいなさ」という日本古来の意識が失われつつあります。

例にもれず本市においても地場産品の認知度の低下により、食べ物の「旬」や郷土料理への愛着も失われつつあることから、消費拡大の目的だけではなく、地産地消を通じて食べ物に感謝し、大切にすることを啓発に努め、食文化を継承していかなければなりません。

また、従来より旬の地場産品は、地域内においても農山漁村と都市部を繋ぐコミュニケーションツールのひとつとしての役割も担っており、グリーン・ツーリズム<sup>※2</sup>などの機会を通じ地場産品を活用した「食育」の普及にも取り組んでいきます。



〔遊休農地を利用したさつまいもの定植と収穫体験（農業委員会）〕

※2 グリーン・ツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動をいいます。

## 第2章 計画推進の基本方針

### 第1 食育の基本理念

食を判断できる知識と楽しむ心を培い

食育で活力ある元気で明るいまちづくりをします。

近年、核家族化や外食産業の発展・多様化などに伴い、家族がいるにもかかわらず一人で食事をする「孤食」等<sup>※3</sup>の偏った食生活を原因とした生活習慣病や、地場産品や郷土料理への愛着が希薄化するなどの問題が生じてきています。

生涯にわたり心身の健康を保つためには、食事や運動、休養などのバランスがとれた生活習慣を身につける必要があります。

そのため、日々私たちが口にする食物が、どのように作られ、どんな栄養があり、過剰摂取した場合にどのような弊害が生じるのかを関心を持って知る必要があります。また、「自ら栽培する楽しみ」「調理する楽しみ」「食べて喜んでもらう楽しみ」「料理を囲んで囲らんする楽しみ」など食を楽しむことで、豊かな心と食への感謝の気持ちを養っていかなければなりません。

そこで、五所川原市では市民一人一人が、栄養や生活習慣に起因する病気、食の安全・安心などに関する知識の習得を図るとともに、食の生産から消費までの様々な場面において食を満喫することを通して食育と地産地消を推進していきます。

また、それらの推進を通して地域内外のコミュニケーションの活性化を図るとともに、食に関わる団体・事業者等と連携して、食を提供する農林水産業と農山漁村の活性化、食生活を支える関連産業の振興に努め、活力ある元気で明るいまちづくりを実践していきます。

※3 「孤食」等：次のような「こ食」をいいます。

孤食－家族が居ても一人で食事を食べること

個食－複数の人数で会食している場で、それぞれ別個のものを食べること

(家族で囲らんを囲む中でそれぞれが違うものを食べること)

小食－たくさんの量を食べないこと

粉食－米食ではなく、パン、麺、パスタなど小麦などの粉を原料とした食事のこと

固食－同じものばかり固定して食べること

濃食－加工食品や濃い味のものばかり食べること

## 第2 食育・地産地消推進の方針

### 1 地産地消中心の安全・安心な食環境づくり

近年、食にまつわる問題が大きく取り上げられていることにより、消費者の「食の安全・安心」への関心が高まっていることから、これらの正しい知識と食品表示等の知識を普及することで、より安全・安心に食べてもらうとともに、農林水産物の風評被害の未然防止に努めていく必要があります。

また、生産者には農薬を低減するなどした生産の普及・指導を図るとともに、農家や農協、市場等の関係機関と連携しながら消費者に安全・安心な農林水産物の供給を通して、地産地消と地場産品への愛着を図られるよう食環境づくりを目指します。

### 2 ヘルスリテラシー（健康教養）の向上と生活習慣病の予防

エネルギー摂取量とエネルギー消費量が等しいとき、体重の変化はなく、健康的な体格（BMI<sup>※4</sup>）が保たれます。個人が適正な食事をしているかどうかは、体重で評価することができるため、摂取量が消費量を上回ると体重は増加し、下回ると体重は減少します。肥満は生活習慣病やがん、循環器疾患等と関連し、若年女性のやせは低出生体重児出産のリスク等と関連があります。

そのため、乳幼児期から高齢期までのライフステージにおいて、年齢や性別、身体活動に応じた食生活、運動等の健康づくりを学んでいく必要があります。

また、早寝早起きなどの人間本来の体のリズムに合わせた規則正しい生活習慣の大切さを理解し実践されるよう、広く市民に認識させるとともに、食は親から子へ引き継がれることを鑑み、家庭からの食習慣への意識向上を図っていきます。

---

※4 BMI：Body Mass Indexの略で、体重（kg）/身長（m）<sup>2</sup> で表され、成人の肥満の判定に用います。

BMI 18.5 kg/m<sup>2</sup>未満：やせ

BMI 18.5 kg/m<sup>2</sup>以上25 kg/m<sup>2</sup>未満：ふつう

BMI 25 kg/m<sup>2</sup>以上：肥満

### 3 おいしく食べるための活動の推進

ライフスタイルの多様化、単独世帯の増加などから家族と楽しく食卓を囲む機会が少なくなりつつあり、一人だけで食事をする「孤食」、家族一緒に食卓で別々の料理を食べる「個食」が見受けられます。

そこで、1日1回以上家族や仲間と楽しく食事をすることを推奨するとともに、子どものころから「栽培する楽しみ」「調理する楽しみ」など食を楽しむと実感できるよう、味わう前段階での体験の機会を増やしていきます。

### 4 食文化の伝承

「飽食」と言われる今日の日本においては、食料が豊富にあることを当たり前のように受け止めてしまう傾向があり、「もったいない」という、日本人古来のモノを大切にす精神が希薄化しています。また、食生活の欧米化により、日本の食文化、郷土料理といった伝統が失われつつあります。

そこで、米を中心とし、多様な副菜からなる健全で豊かな「日本型食生活」の実践、地場産品を生かした伝統ある郷土料理の伝承を通して郷土を愛する心を育てます。



〔左：そば打ち体験（川倉ふれあいセンター）

右：太巻き寿司作り体験（あおもり五所川原グリーン・ツーリズム協議会）〕

### 5 おいしさの共有

これまでも津軽地域では農林水産物の旬の時期になると、近所同士のお裾分けや、遠方の知人に取れたての農林水産物を贈るという習慣があります。更に近年では、地場産品の販売やグリーン・ツーリズム、修学旅行生の誘致活動といった、地場産品や地域のPR活動を通して人の交流が盛んになってきています。

このような食を通じたコミュニケーションは、食の楽しさを実感できるとともに、精神的な豊かさをもたらすと考えられ、今日では地域間交流には欠かせないツールのひとつとなっています。

このことから、食を通じたコミュニケーションを更に活発にし、おいしかった味や食感などの感想を共有化することで、人や地域間の交流を促進し、豊かな人間関係の育成を図っていきます。

また、生産者と消費者の交流により、消費者ニーズを的確に把握できるような取組を促すことで、産地の活性化・農林水産物の的確な供給を図っていきます。

## 第3 食育推進の仕組み

### 1 多様な関係者の連携・協力による食育の推進

私たちの食生活は、成長過程で必要となる栄養を摂取して健康を維持するばかりではなく、心の豊かさの醸成などにも大きな影響を与えるものです。このため、食生活の改善にあたっては家庭での取組のみならず、学校や職場など、それぞれが食事の大切さや担う役割などに対して個々に理解を深め、改善できることから取り組んでいく必要があります。

また、そのうえで連携・協力の輪を広げ、食の安全・安心の確保を図りながら食育の効果を一層高めるよう推進していかなければなりません。

このことから、家庭、学校、地域社会、民間企業、保健・医療機関、国、県、市等の関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協力を図り実効あるものにします。

### 2 バランスの良い食事の実践・普及

市民一人一人が、国の「食生活指針」や「食事バランスガイド」及び女子栄養大学創立者香川綾氏が考案した「四群点数法」などを参考に、自らの食生活を見直して、旬の食材などを生かしたバランスのよい食事を実践していくことが大切です。

食生活指針（平成12年3月 文部省・厚生省・農林水産省策定）

- 食事を楽しみましょう
- 1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを
- 主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを
- ごはんなどの穀類をしっかりと
- 野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて
- 食塩や脂肪は控えめに
- 適正体重を知り、日々の活動に見合った食事量を
- 食文化や地域の産物を活かし、ときには新しい料理も
- 自分の食生活を見直してみましょう

【食事バランスガイド】（平成17年6月 厚生労働省・農林水産省決定）

1日に、「何を」、「どれだけ」食べたらよいかを考える際の参考にしていただけるよう、食事の望ましい組み合わせとおおよその量を、コマをイメージしたイラストで示したものです。



「四群点数法」（女子栄養大学創立者香川綾氏考案）

食品を栄養学的特長から4つのグループ（食品群）に分け、各グループの食品をどのくらい食べたらよいか、エネルギー量（熱量）を基準にしてわかりやすく示したものです。

1日にこれだけ食べよう  
（1日20点 食品の目安量）



1点 = 80 kcal

## 第3章 計画の取組内容

### 第1 家庭における食育の推進

～家族が力を合わせて楽しい食卓で元気な食生活の実践～

#### 1 家族で楽しい食生活の実践

核家族化が進み、夫婦共働きが多くなった今日においては家族で食卓を囲む機会が少なくなっており、そのような機会は家族のコミュニケーションを図るうえで重要となっています。また、家族みんなでとる食事はおいしく、食事マナーの基礎を学ぶ場でもあります。このことから、食卓を家族みんなで囲む機会がより多くなるような取組を実践します。

##### ○重点取組項目

- ①楽しい会話のある家族団らんの食卓づくりに取り組みます。
- ②食文化や正しい食事マナーの習得を普及します。
- ③地場産品を活用した料理や伝統料理を普及し、食文化を引き継ぎます。
- ④料理づくりへの家族の参加をはじめ、食事の支度や後片付けは家族で協力して行います。

##### 具体的な取組例

- 1) P T A 参観日や親子参加型イベント等の機会を活用した食育の普及啓発を推進します。
- 2) 広報誌や集会を利用した食育の普及啓発を行います。
- 3) 親子料理教室などを開催し、親子で食について理解を深めるとともに、地域の優れた食文化を継承します。
- 4) 手料理・外食・中食及び地場産品を上手に活用した家族での食事づくりや後片付けを推進します。

#### 2 家族みんなで健康づくり

幼児期の食生活は、将来の生活習慣にも多大な影響を与えることから、規則正しい生活リズムと食習慣の形成を推進していきます。

○重点取組項目

- ①乳幼児期から規則正しい生活リズムを身につけ、発達段階に応じた食生活を実践します。
- ②家族団らんで楽しくバランスのよい食事を実践します。

具体的な取組例

- 1) 乳幼児健康診査、母子相談等で、規則正しい生活リズムの大切さや望ましい食習慣、間食のとり方について、発達段階に応じた栄養指導、保健指導を行います。
- 2) 親子クッキング教室（健康推進課）、おやこの食育教室（五所川原市食生活改善推進委員会）等で、料理の楽しさやバランスのよい食事について指導します。



〔親子クッキング教室（健康推進課）〕

### 3 食生活改善で健康増進

家族みんなで生活習慣病の予防に取り組むほか、既にその兆候が見られる人にとっては、一人一人にあった食事内容と適度な運動習慣の定着を図ります。

○重点取組項目

- ①生活習慣病予防の視点から、自分の体に合った食事をつくります。
- ②過食や少食による栄養バランスの崩れを防止します。

具体的な取組例

- 1) 「食生活指針」や「食事バランスガイド」、「四群点数法」の普及啓発と実践を図ります。
- 2) 健康診査結果に基づき、生活習慣病予防のための栄養指導、保健指導を実施します。

## 4 食べ残しなどムダのない食生活

食品の購入量や料理をつくる量の適正化に努めるとともに、食品の正しい保存や取扱い等に気をつけて、食べ残しなど無駄のない食生活を推進します。

### ○重点取組項目

- ①食材の有効活用を図り、ムダのない食生活を推進します。
- ②好き嫌いをなくし、調理してくれた人への感謝と食べ物を大切に育てる心を育てます。

### 具体的な取組例

- 1) 計画的に料理をつくり、食品の無駄を減らす習慣の普及を図ることで食品廃棄物の減量化に取り組みます。
- 2) 食べ物が口に入るには、国内外の多くの人々が携わり、つくる・運ぶ・取引されるという過程を踏むことによって可能になっていることを啓発します。
- 3) 食生活改善推進員によるエコクッキング<sup>※5</sup>の普及を勧奨します。
- 4) 食べ残しを減らすための啓発を推進し、ごみの減量化・リサイクルに努めます。

## 5 地域の自然や農林水産業との体験交流

地域の山や川、海などの自然や農林水産業との体験・交流を通して食にふれる機会を増やします。

### ○重点取組項目

- ①家族で自然の中での楽しい食事や食の学習会など、様々な経験や知識を身につける機会を増やします。
- ②地場産品を接点にした生産者と消費者の交流を推進します。

### 具体的な取組例

- 1) 農業体験や調理体験等を含めたグリーン・ツーリズムの普及を推進し、農村部と都市部の交流の活性化を図ります。(あおもり五所川原グリーン・ツーリズム協議会)
- 2) ごしょがわら産業まつり等の機会を通じた、生産者と消費者の交流の活性化を図ります。

※5 エコクッキング：買い物、料理、食事、後片づけの各過程においてちょっとした工夫をすることにより食生活からの環境負荷を低減する取組をいいます。(例：生ごみの発生量を減らす料理の実践、調理時の適正な火力調整など)

## 第2 学校・幼稚園・保育所等における食育の推進

～家庭・地域と連携して望ましい食習慣を身につけた

心身ともに健康な子どもの育成～

### 1 子どもの発達段階に応じた取組内容の充実

子どもたちの食生活において、乳幼児からの適切な食事の取り方や食習慣を身につけることが、豊かな人間性を育成し、心身ともに健康な子どもを育てるため、発達段階に応じた食育の啓発を図ります。

#### ○重点取組項目

- ①乳幼児：欠食のない正しい食事のリズムを身につけさせます。
- ②児童：食事のあいさつの習慣と感謝の心を育み、地元食材の旬にふれる機会の確保に努めます。
- ③生徒：地域の食材を知り、郷土料理に関心を持たせます。

#### 具体的な取組例

- 1) 乳幼児・児童・生徒の食生活の実態を把握し、改善を推進します。
- 2) イベント等で郷土料理を調理し食べる機会を増やすことにより、食文化の継承に努めます。

### 2 学校・幼稚園・保育所等と家庭、地域が連携した食育の普及体制の整備

学校等における食に関する指導計画の策定及び学校等や家庭、PTAとの調整等の役割を担う栄養教諭の配置を推進するとともに、食に関する指導時間の確保に努めながら、養護教諭や栄養士等による健康状態に応じた食生活の改善を図ります。

また、農作物の栽培体験に伴う農家との協力を得ながら地域と連携し、地域ぐるみでの食育の推進を図ります。

#### ○重点取組項目

- ①栄養教諭の配置について県に要望し、学校等と家庭が連携した食育を推進します。
- ②給食を通して食育に取り組むことで、望ましい食習慣の形成に努め、痩身・肥満予防対策を推進します。
- ③食を通して学校等と家庭、地域の交流を促し、地域ぐるみでの食育を推進します。
- ④児童生徒の発達段階を踏まえた上で、食物アレルギーに関する指導に取り組むとともに、食物アレルギー対応について、学校等、保護

者、関係機関が連携して取り組みます。

- ⑤口や歯の健康と関連させて健康づくりの視点から「食育」を推進します。

#### 具体的な取組例

- 1) 地域の特徴や環境を考慮しながら、各学校における食に関する指導が計画的かつ継続的に行われるよう指導計画の策定・見直しに努めます。
- 2) 学校給食の試食会や学校給食センター栄養教諭等による食育出前授業を実施します。
- 3) P T A 参観日などを利用し、学校給食センター栄養教諭や養護教諭等による欠食や痩身、肥満等の予防を呼びかけます。
- 4) 給食だよりを通してレシピの紹介、食についての情報を提供します。
- 5) 学校給食等で郷土食を食べる機会を増やすことにより、食文化の継承に努めます。
- 6) 当市の基幹産業である農業について、その現状や大切さを子どもたちに学んでもらうため、施設ごとの環境に応じた農作物の栽培体験を推進する一方、「教育ファーム<sup>※6</sup>」としての取組に向けて、農協や農家等との連携強化を図ります。
- 7) 食物アレルギーに関する学校教職員への研修を推進するとともに、学校給食センターと連携して食物アレルギーへの対応に努めます。

### 3 豊富な資源を生かした体験学習の推進

食や食文化を通じた地域やさまざまな世代との交流、地域の自然や農林水産資源と人材を活用した体験学習、農山漁村や生産・製造業及び地域農林水産団体等に携わる人たちとの交流、伝統行事や郷土料理を通して地域の食文化に触れる活動に取り組みます。

#### ○重点取組項目

- ①地域との連携を図り、食に関連した体験学習に取り組みます。
- ②旬の農林水産物を知ることによって四季の変化を体感します。
- ③地場産品の生産から流通に関わる地域住民との交流を図り、地域の食文化を継承します。

#### 具体的な取組例

- 1) 野菜づくり等様々な体験を通して自然への感謝の気持ちを培う取り組みを進めます。

- 2) 旬の農林水産物を知り、美味しく食べるための調理方法や栄養を効率的に摂取するための調理方法、伝統的な調理方法等を学べる体験教室等を実施します。

#### 4 安全・安心な給食の推進

食の安全・安心及び衛生管理に関する迅速な情報提供や、地元産の安全・安心な食材の積極的な活用方法の周知、子どもたちや教職員等が食の安全・安心等について学習する機会の確保などを進め、給食を安全で安心して食べられるよう取り組んでいきます。

##### ○重点取組項目

- ①食中毒や異物混入防止のための衛生管理を徹底します。
- ②食の安全・安心に関して、教育・農林・健康分野の関係機関の情報共有を推進します。
- ③生産者の顔の見える地場産品の活用が可能となる供給体制の整備を図ります。

##### 具体的な取組例

- 1) 給食に使われた食材についての知識を身につけてもらうために、児童生徒や教員を対象に校内放送等で食の安全・安心への知識習得を図ります。
- 2) 農協や五所川原市農産物加工センター振興対策協議会等をはじめとする各種関係団体等と連携を図りながら、地域の農林水産物を味わうことができるようにシステムを構築することで、良質な食材を安く安定供給できる体制の確立を図ります。
- 3) 食事前の手洗いなど、食中毒等予防のための習慣と知識を身につけることができるよう指導を行うとともに、問題発生時等の連携強化を図ります。
- 4) 納入食材の品質や産地などの検査の徹底を図ります。

---

※6 教育ファーム：自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的に、市町村、農林漁業者、学校などが連携し、同一作物の一連の農作業に対して2回以上の指導を受けながら行う体験学習の取組をいいます。

## 5 地場産品を活用した給食の充実

給食を通して地域の農林水産物や郷土料理について学習し、地場産品を活用した給食メニューの創意工夫と地域の農林水産物を安定して供給できる体制づくりを推進します。

### ○重点取組項目

- ①生産情報等の共有を図り、学校給食施設等で地場産品を活用しやすい体制づくりを推進します。

### 具体的な取組例

- 1) 給食メニューの作成にあたっては、2か月後の旬を考慮した決定ができるよう、行政や業者等との情報の連携強化に努めます。
- 2) 地元産食材の使用率の向上が図られるよう、現在の食材の入札制度の見直しや「地元食材の日」を関係部局と検討します。
- 3) 一部契約栽培等による食材購入費の抑制が図られないかなどの調査検討を行います。
- 4) 地元産食材を利用した加工食品の開発に向けた発案を行うとともに、当該加工品を利用することで給食の充実を図ります。
- 5) 地場産品を使用した「けの汁」などの郷土料理を給食に出すことで郷土料理の継承を図ります。
- 6) 幼稚園及び保育所等の教育・保育施設に対し、関係機関と連携しながら地産地消への理解と協力を図っていきます。

### 第3 地域や社会全体での食育の推進

～地域や社会全体が協力してバランスの取れた食事与健康なまちづくり～

#### 1 市民一人一人による食品と食生活の正しい知識の習得

市民一人一人が食生活改善に取り組み、積極的に健康づくりに参加できるように促していきます。

##### ○重点取組項目

- ①適正体重を維持している人を増やします（表1）。
- ②血液データと栄養素・食品の関係について科学的根拠に基づいた情報提供をします。
- ③ライフステージごとの食品の目安量について正しい情報提供をします。

##### 具体的な取組例

- 1) 体重は生活習慣病との関連が強く、適正体重についてはライフステージごとの目標を設定し、健康教育や栄養指導、保健指導で取り組んでいきます。
- 2) 生活習慣病予防の科学的根拠があるものと食品（栄養素）の具体的な関連について、周知します。
- 3) ライフステージを通じて適正な食品（栄養素）、アルコールの適切な摂取が実践できる力が養われるよう支援していきます。

表1 ライフステージ別 肥満又はやせの割合

ライフステージ	妊娠	出生	学童		成人	
評価指標	20歳代女性やせ BMI18.5未満	出生児のうち 低出生体重児	小5男子 肥満傾向児	小5女子 肥満傾向児	40～69歳男性 肥満者 BMI25以上	40～69歳女性 肥満者 BMI25以上
国の現状	21.5% (H25年度)	9.6% (H25年)	男子 10.9% (H25年度)	女子 7.96% (H25年度)	31.2% (H25年度)	19.6% (H25年度)
市の現状	23.8% (H25年度)	7.5% (H25年)	男子14.7% (H25年度)	女子13.9% (H25年度)	33.6% (H25年度)	24.0% (H25年度)
出典	国：厚生労働省「国民健康・栄養調査」 市：妊娠届出状況	人口動態統計	国：学校保健統計調査 市：教育総務課調べ		国：厚生労働省「国民健康・栄養調査」 市：特定健診受診者結果	

## 2 食品の選び方についての正しい知識の習得

昨今、食品の偽装表示や異物混入などが相次いだことで、食の安全に対する消費者の関心がより強くなっています。

また、平成27年4月から食品表示法が施行され、食品添加物や特定原材料（アレルゲン）についてより詳しい表記が義務付けられることになりました。これにより、食品を選ぶ際に消費者はより多くの情報に触れることになり、正しい知識をもって判断していくことが重要になることから、その普及啓発に努めていきます。

### 具体的な取組例

- 1) 「有機農産物」や「特別栽培農産物」「エコファーマー」などの制度を周知し、これらの認定を受けた農産物の普及促進に努めます。
- 2) 市内で加工品を販売する団体等に対し、法に基づいた適正な食品表示を行うよう普及に努めます。

### 有機農産物

堆肥の投入等で土づくりを行い、使用が禁止されている化学肥料と農薬を、米や野菜の場合は2年以上前、果樹の場合は3年以上前から使っていない田や畑で、引き続きそれらを使用せずに生産された農産物のことです。

さらに、「有機」や「オーガニック」と表示できるのは、第三者認定機関の検査を受け、有機JAS認定を受けた農産物だけです。

### 青森県特別栽培農産物

化学肥料と農薬を使わないか、使用量を地域の生産方法よりも50%以下に減らして生産された農産物のことです。県の認証を受けることで、青森県特別栽培農産物認証マークを表示することができます。対象農産物は、青森県内の農用地で生産された、穀類、野菜、果実、豆類等です。農薬不使用・化学肥料5割以下・節減対象農薬5割以下・化学肥料不使用、節減対象農薬不使用・化学肥料5割以下、節減対象農薬5割以下・化学肥料5割以下で生産された農産物として認定対象となるのは、米、りんご、にんじん、小麦、ながいもなど38品目です。

### エコファーマー

有機質資材の施用、化学肥料・農薬の低減を一体的に実践し、県の認証を受けている農業者の愛称です。

県の認定を受けたエコファーマーによって生産された農産物には、青森県エコファーマーマークを表示することができます。対象農産物は、青森県内で生産された米、りんご、だいこん、にんにく、にんじん、ごぼう、大豆、ながいも、メロン、小麦など61品目です。

### 3 健康づくりを通じた食育の推進で健康なまちづくり

市民に対して健康寿命を延ばす活動や日本型食生活に着目した食育推進と取り組みの応援、妊婦から乳幼児への食の指導、子どもの肥満や生活習慣病予防、健康づくりの取り組みを支援していきます。

#### ○重点取組項目

- ①ライフスタイルに応じた栄養相談・健康づくり相談を実施します。
- ②高校生や妊産婦等の次世代への健康づくりを応援します。
- ③重症化予防のための健康づくりを推進します。

#### 具体的な取組例

- 1) 母子健康手帳交付時において、妊婦やその家族に対しての窓口指導に努めます。
- 2) 乳幼児健康診査や母子相談、離乳食の指導で乳幼児期より健やかな食習慣が継続できるよう支援していきます。
- 3) 健康診査や特定健康診査結果で、科学的根拠に基づいた栄養指導・保健指導を行い生活習慣病の重症化予防を支援していきます。
- 4) 全てのライフステージを通して家庭訪問や食に関する健康教育・健康相談を行い科学的根拠に基づいた正しい知識を普及していきます。
- 5) 食生活改善推進委員会の自主的活動や市の依頼事業を通して、きめ細かい地区の活動ができるよう支援していきます。
- 6) 保健協力員の地区活動を通して、食の大切さを学び地区に波及できるよう支援していきます。
- 7) 食生活改善推進員養成講座等を実施し、地域の食育推進リーダーを育成していきます。

### 4 環境に配慮した食生活の推進

レジ袋や容器包装廃棄物の減量化、料理に使用した野菜くず等の堆肥化など食生活を見直すことで環境負荷の低減を図ります。

#### ○重点取組項目

- ①食育を通じて自然環境への負荷の低減を図ります。
- ②容器包装廃棄物の減量化を推進します。
- ③食品残さのリサイクルに取り組みます。

## 具体的な取組例

- 1) 県や関係団体と連携した「買い物時のマイバック持参運動」の普及を推進し、レジ袋の使用量と廃棄物の削減に努めます。
- 2) 4 R運動を推進します。  
4 R : Refuse(リフーズ)…いらぬ包装、袋などは断る  
Reduce(リデュース)…ごみの発生を減らす  
Reuse(リユース)…くり返し使う  
Recycle(リサイクル)…再資源化する
- 3) 市による資源回収のほか、店頭回収や子ども会等の集団回収によるリサイクルを推進します。
- 4) エコクッキングの普及を図り、生ごみの発生量の削減を図ります。
- 5) 施設見学会や学習会等の機会を利用し、食糧の輸送に伴い排出される二酸化炭素の削減に向け、地産地消を推進しフードマイレージ<sup>※7</sup>の意識啓発を図ります。

---

※7 フードマイレージ：食料を輸送するには燃料の消費が必要である。食料を輸入してから消費者の口に入るまでに、食料がどれくらいの距離を運ばれてきたのかを数字で表したものをフードマイレージという。

## 第4 農林水産業等における食育・地産地消の推進

～関係者の組織力を生かして、ふるさとの食文化で地域活力の発揮～

### 1 健康と環境に配慮した地元産農林水産物の生産と利用拡大

地場産品の付加価値を高めるため、環境配慮型の農水産物の栽培や健康志向の加工食品などの開発と利用拡大を図ります。

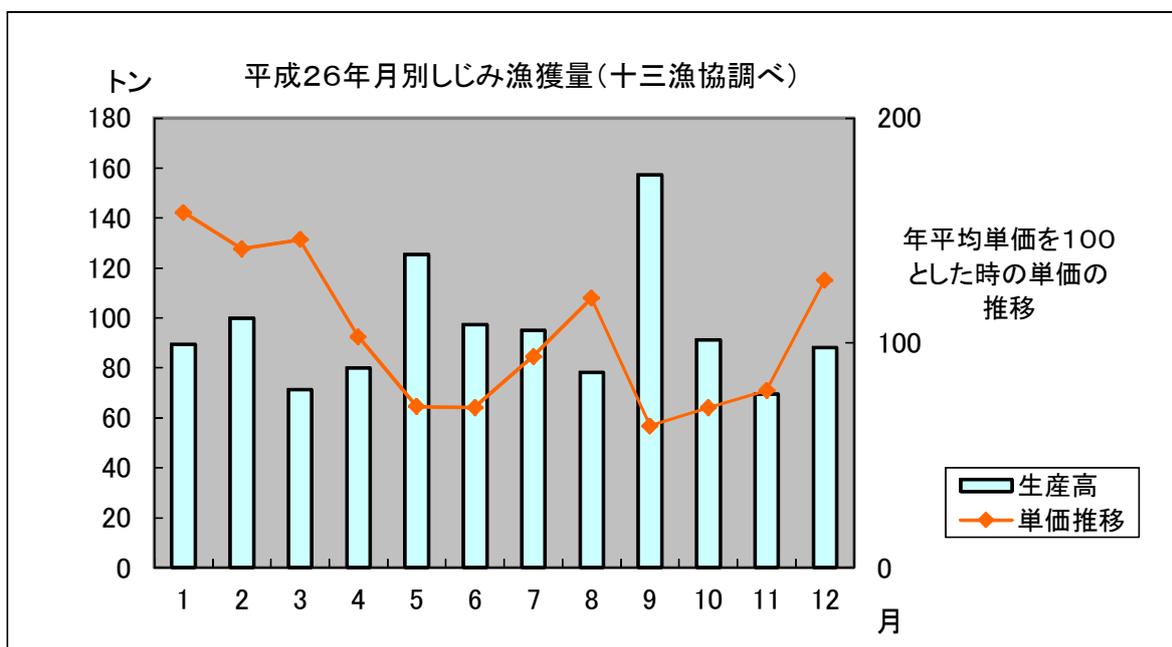
#### ○重点取組項目

- ①りんご、米、野菜、シジミ、魚などの五所川原産食材の消費拡大と啓発を進めます。
- ②良い作物ができる健康な土づくりを基本に環境にやさしい農業に取り組みます。

#### 具体的な取組例

- 1) 有機農産物や特別栽培農産物、エコファーマーなどの環境保全型農業の普及を推進し、安全で消費者が安心して食べられる食の提供に努めます。
- 2) 食材の旬は個々に異なっており、食材ごとに消費者が購入しやすい手頃な価格の時期も異なることから、生産情報等から地元食材ごとに食べるのに最適な時期を「食べ頃」として定め、学校給食センターなどと情報共有を図ることで、食育並びに地産地消の推進を図ります。

[例] しじみは5～6月や9～10月が漁獲量が多く、価格的にも購入しやすい。



## 2 ふるさとの食文化の伝承と食の交流発信

ふるさとの食文化や行事を復活、伝承し広めるとともに、伝統食の交流をもとに望ましい食事を提案していきます。また、創作郷土料理づくりなどの情報発信や農山漁村と都市部との交流の活性化を図り、郷土料理や地域の食を広めていきます。

### ○重点取組項目

- ①ふるさと食文化に着目した交流と情報発信に取り組みます。
- ②新旧の食文化について世代間で交流・伝承していきます。
- ③郷土の味や郷土料理の商品化に取り組みます。

### 具体的な取組例

- 1) 行事等で郷土食を調理し食べる機会を増やすことにより、食文化の継承に努めます。
- 2) 自らの体験に基づく食文化の伝承や地場製品のPR、都市との交流が行われるよう、イベント・行事については参加・体験型のものとし、参加者については広く市内外から募ります。

## 3 安全・安心な地元産農林水産物と加工食品の提供

安全・安心な地元産農林水産物と加工食品の提供に向け、農林水産物や食品の産地及び製造工程などの素性の公開、食品の流通加工上の衛生管理の徹底や安全・安心を求める消費者ニーズに応える新たな加工食品づくりを推進します。

### ○重点取組項目

- ①農産物の生産段階での農薬・肥料等の適正使用を徹底します。
- ②ふるさとの食材を利用した加工食品を提供します。
- ③規格外農林水産物や加工副産物を利用した商品開発を推進します。

### 具体的な取組例

- 1) 生産者への品質管理の徹底を呼びかけ、安全・安心な農林水産物の生産を推進します。
- 2) 五所川原市農産物加工センター協議会等の組織と協力し、安全・安心な加工品の提供と販売促進を図ります。
- 3) 規格外野菜を利用したカット野菜の販売や、おからや赤～いりんごの搾りかすなどの加工副産物を利用した加工食品の商品開発を推進します。

#### 4 農林水産業と消費者との連携強化による信頼形成

生産者と消費者の信頼関係を構築するため、都市部住民と農家との「食のもてなし」による地域文化や食の交流をはじめ、消費者ニーズを把握した産直施設等における商品販売や品質向上、産直施設の連携による品ぞろえや情報提供等の強化を図ります。また、大手スーパー等においても地元生産品の販売コーナーを設けるなどの取組を行っていますが、その状況を見ながら、場合に応じて必要な支援を行っていくことも検討します。

##### ○重点取組項目

- ①「ふるさと産品消費県民運動」と連携して地場産品の利用に努めます。
- ②農林水産業体験やグリーン・ツーリズムに取り組み、食や産業への理解を促進します。

##### 具体的な取組例

- 1)「ヤッテマレ軽トラ市」や「夕市」等の定期開催により生産者と消費者の交流が図られています。  
ヤッテマレ軽トラ市や、五所川原市地産地消を進める会が開催している夕市では、生産者が自ら生産した農林水産物を消費者と直接売買し、生産者が消費者ニーズを的確に感じることで品質の向上を図るとともに、販売機会が増えることで所得の向上が見込めます。また、消費者には交流を通して地場産品の良さや再生産価格、生産者の実状が周知できると共に、商品を購入する上で必要な知識やおいしく食べるための調理法を学ぶ機会を提供します。
- 2) グリーン・ツーリズム体験者を中心に安全・安心な地元産農林水産物の認知度を高め、口コミによる更なる地場産品の利用拡大を図ります。

## 第5 食関連産業での食育・地産地消の推進

～多彩な民間力を生かして健全な食生活を支える食産業の発展～

### 1 五所川原市の良さを生かした食品の製造・流通・販売

地元産食材を生かした加工食品づくりを推進するとともに、伝統的な五所川原の食文化を再認識できるよう啓発活動と伝承に取り組みます。

#### ○重点取組項目

- ①新幹線奥津軽いまべつ駅開業を生かし、新たに五所川原市を訪れる方々に、五所川原の食を提供します。
- ②民間パワーや団体の結束力を発揮して、五所川原の良さを普及・浸透に取り組みます。
- ③市場・卸・小売業者も食育をアピールする提案をしていきます。
- ④製造・流通・販売を通して食品の再生産価格を知り、食の価値が理解できるよう消費者教育に努めます。

#### 具体的な取組例

- 1) 観光客に対して干し餅等の伝統的な加工食品をPRするとともに、地元産食材を利用した加工食品の拡大を図ります。
- 2) 新規食品素材の発掘による「新たな食」のメジャー化に取り組みます。
- 3) 市場見学会等の実施による食への理解を図ります。

### 2 サービス産業による郷土料理や食文化の提供

郷土料理等を観光や飲食等の産業分野に活用・PRすることによる新たな販路拡大、仕出し・弁当等に郷土の味を充実させることによる特色づくりに取り組みます。

#### ○重点取組項目

- ①観光産業等とタイアップして郷土料理や食文化を提供します。
- ②生産者と消費者の交流及び情報交換が可能な体制を構築し、地元産食材の効率的な生産向上を目指します。
- ③食に関わる伝統工芸品を活用した食を提供します。

#### 具体的な取組例

- 1) 旅館・ホテル・飲食店等における地場産品の利用拡大、郷土料理の普及を図り地域交流と食文化の伝承に努めます。

2) 「ごしょがわら地産地消推進店」認定制度を実施します。

五所川原市産農林水産物、またはそれらを使用した加工品を積極的に販売・活用している小売店や飲食店を「ごしょがわら地産地消推進店」として認定し、利用促進を図るとともに、観光客に対しても安心して利用できる店であることをPRすることで食育と地産地消の推進を図ります。

3) 食事を提供する際の食器に、津軽金山焼や津軽塗などの地元工芸品の使用を促進し、安全・安心な食と共に地域文化の普及を図ります。

### 3 食育健康産業等の振興と地元雇用への結びつけ

健康に関連する食品づくりや、農商工連携による地域農林水産業クラスターの育成に取り組むことで地元雇用の創出を目指します。

#### ○重点取組項目

- ① 農林水産業体験と食文化を合わせた観光ビジネスを育成します。
- ② 食育や健康増進関連サービス産業を育成します。

#### 具体的な取組例

- 1) グリーン・ツーリズムを普及させるとともに、農林水産業体験の受入体制の整備に努めます。
- 2) 地元産食材を生かした健康食品づくりを検討します。

### 4 食品廃棄物の再利用など環境に配慮した取組

旅館やホテル、飲食店等から排出される食品廃棄物の減量化や適正処理を推進します。

#### ○重点取組項目

- ① 旅館やホテル、飲食店等から排出される容器包装廃棄物等の減量化及び食品残さ等の堆肥化等による利活用を推進します。
- ② 容器包装のリサイクルを促進します。

#### 具体的な取組例

- 1) 事業所から排出される廃棄物の減量とリサイクルを推進します。
- 2) 店頭回収ボックスを設置しリサイクルを推進します。
- 3) 買い物客へのマイバック持参運動の普及に努め、レジ袋の使用量削減に努めます。
- 4) 4R運動を推進します。

## 第4章 食育推進計画の点検評価

### 第1 食育推進計画の点検評価

---

計画の策定及び見直しに際しては、現況を把握し点検評価する必要があることから指標となる項目を定め、見直しに際してはこれら指標項目を調査することにより第1次五所川原市食育推進計画の進捗状況について判断するものとされています。

今回の第2次計画策定にあたり、食育計画の普及・進捗状況を判断するため、以下の項目について調査を実施し、検討評価を行いました。

- ①食育及び地産地消の認知度・関心度
- ②児童生徒食生活等実態調査
- ③「教育ファーム」の普及
- ④学校給食への地場産品の使用
- ⑤妊娠期から乳幼児期の栄養・食生活
- ⑥国・県・人口同規模平均と比べてみた五所川原の位置と食育の推進

### 第2 食育推進計画の見直し

---

食育推進計画の見直しについては、実績及び調査結果を評価し修正案をまとめ、関係団体の意見聴取及びパブリックコメントを実施した後、これらの意見をもとに検討を加えて決定するものとします。

### 第3 点検項目毎の現状の把握

食育を推進するためには、食育の普及の進捗状況を把握する必要があることから、次に掲げる点検項目について調査しました。

#### ①食育及び地産地消の認知度・関心度

食育や地産地消の認知度や、それらに対する関心度について調査するべく、市民らを対象としたアンケート調査を実施しました。

第1次計画策定の翌年である平成23年度及び第1次計画期間終了後の平成27年度に調査を行い、それらを比較することで評価を行いました。

#### 平成23年度調査

調査日：平成23年10月23日（日）

対象者：第28回ごしょがわら産業まつり来場者

回答数：178人

#### 平成27年度調査

調査日：平成27年7月22日（水）、7月26日（日）

対象者：市役所農産物加工品直売会及び第27回ヤッテマレ軽トラ市来場者

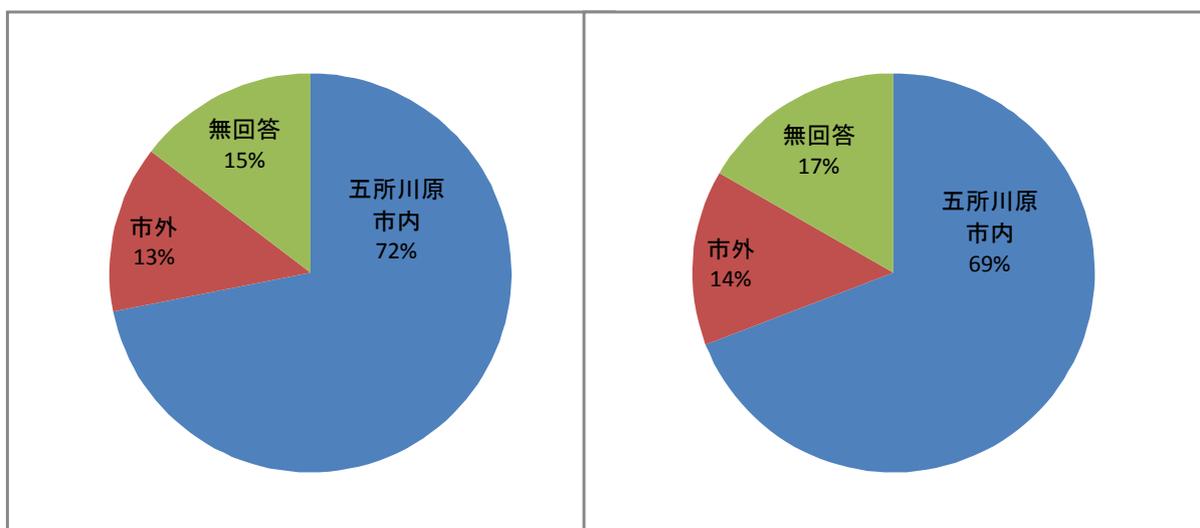
回答数：計120人

#### ○回答者について

- ・住んでいる市町村（五所川原市内／市外）

平成23年度

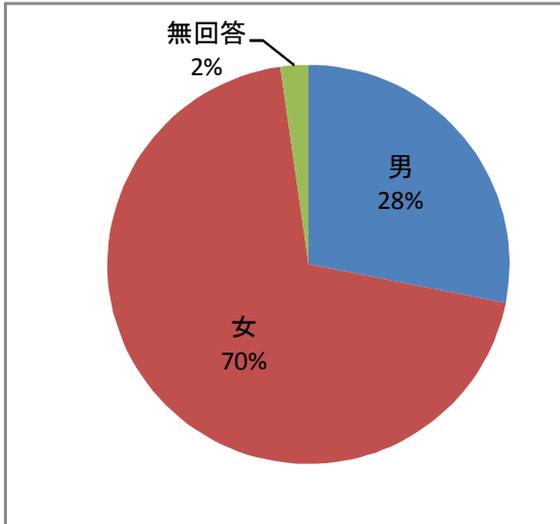
平成27年度



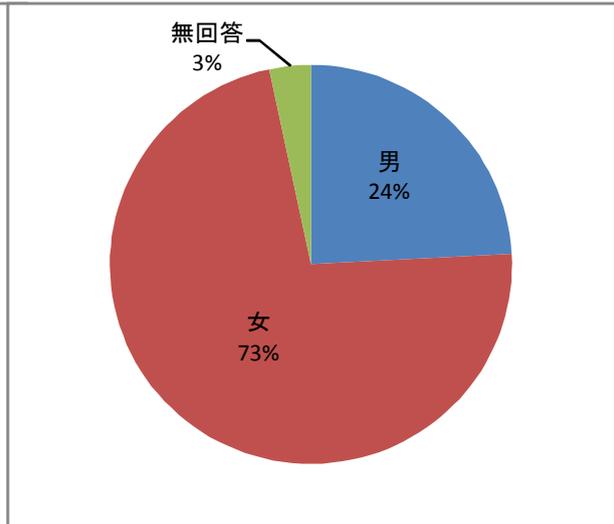
※市外：つがる市、中泊町、板柳町、鶴田町、弘前市、青森市、鱒ヶ沢町

・性別

平成23年度

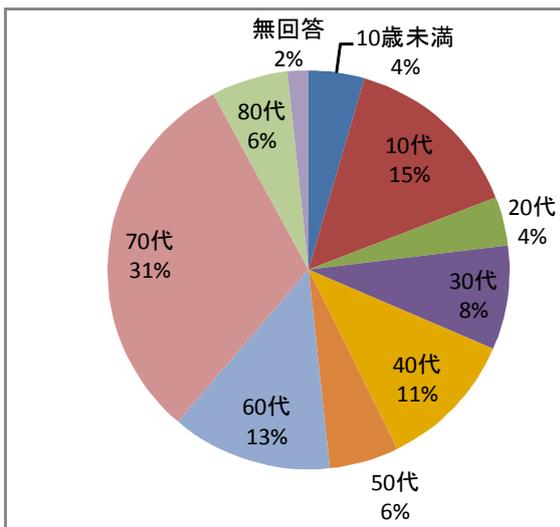


平成27年度

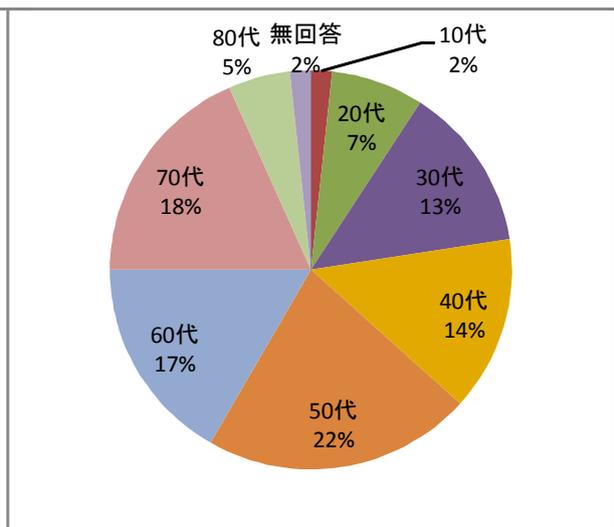


・年齢

平成23年度

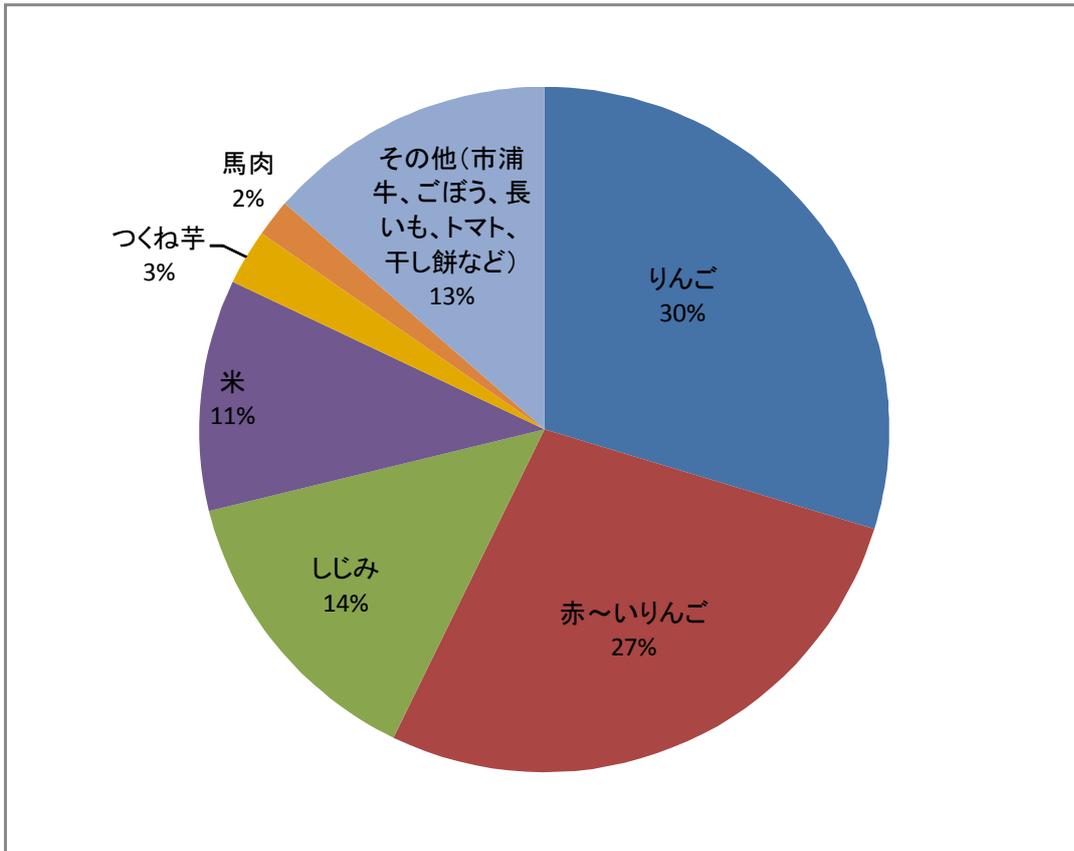


平成27年度

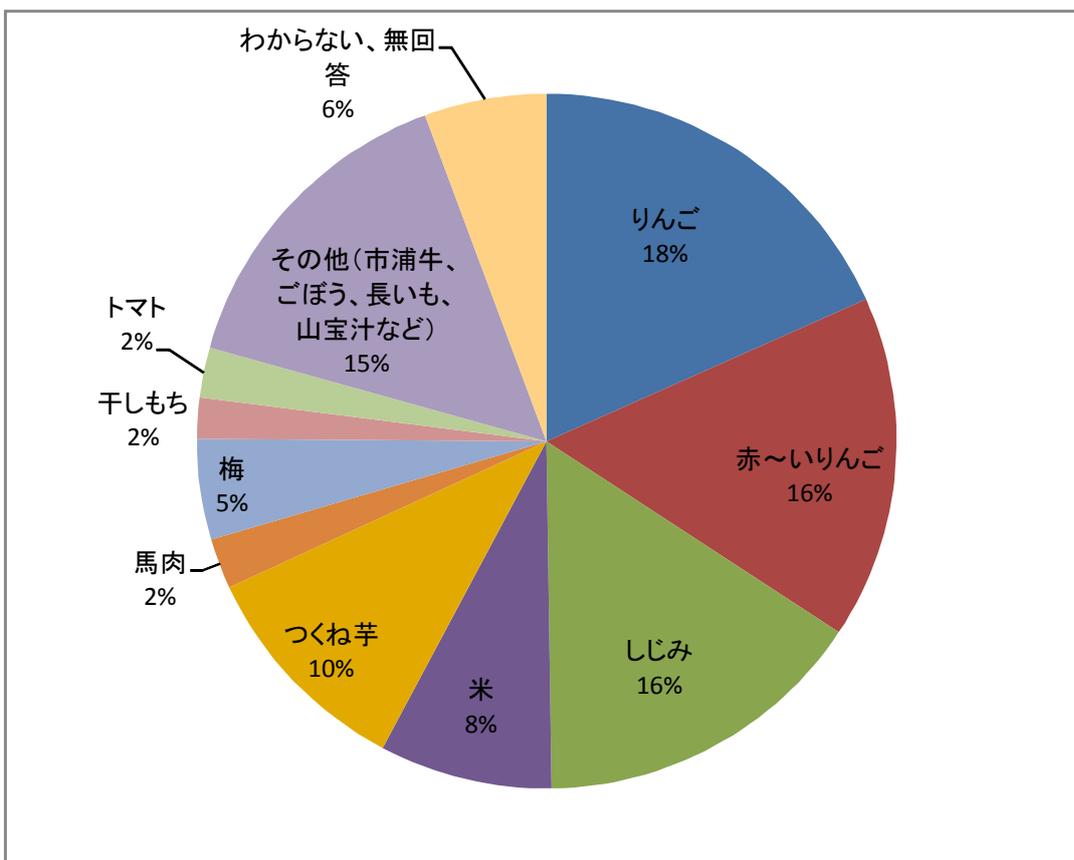


問 1 五所川原市の特産物と言われて思い浮かぶものを書けるだけ書いてください。

平成 23 年度

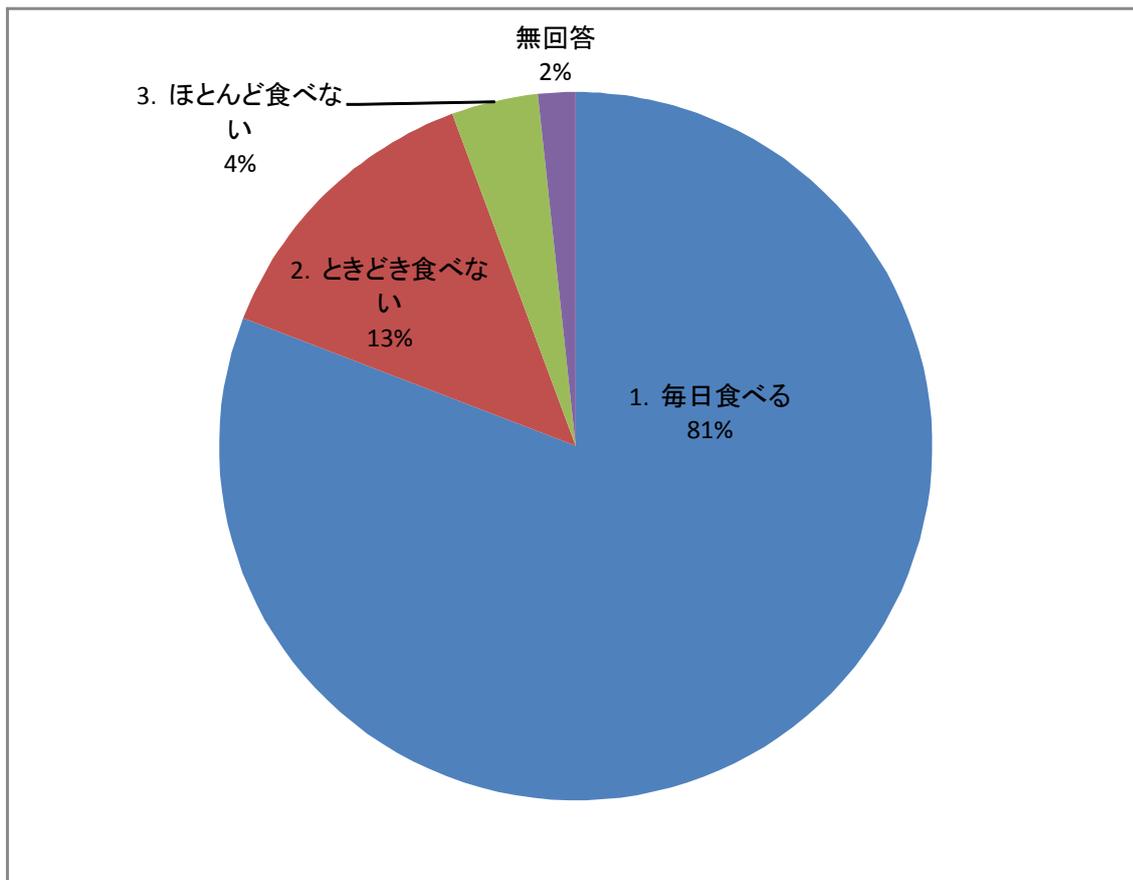


平成 27 年度

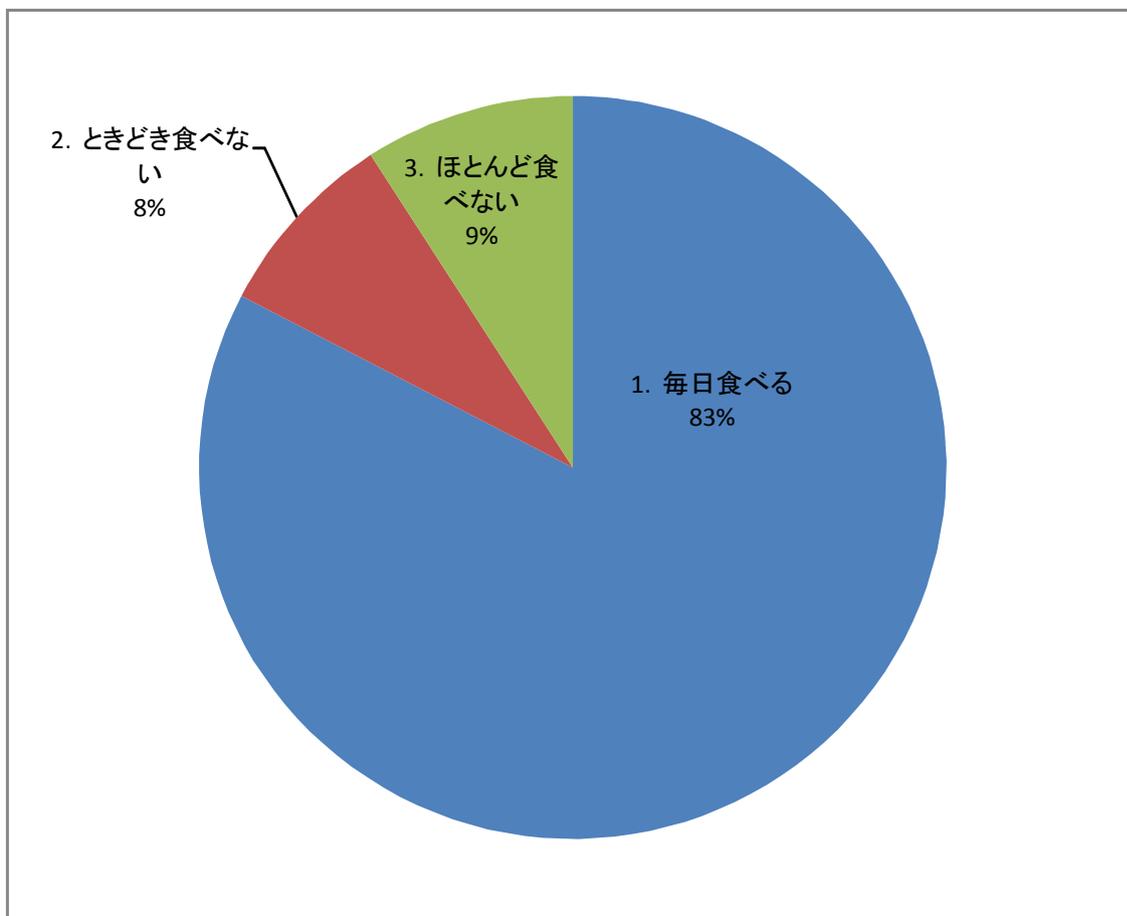


## 問2 朝食はきちんと食べていますか？

平成23年度

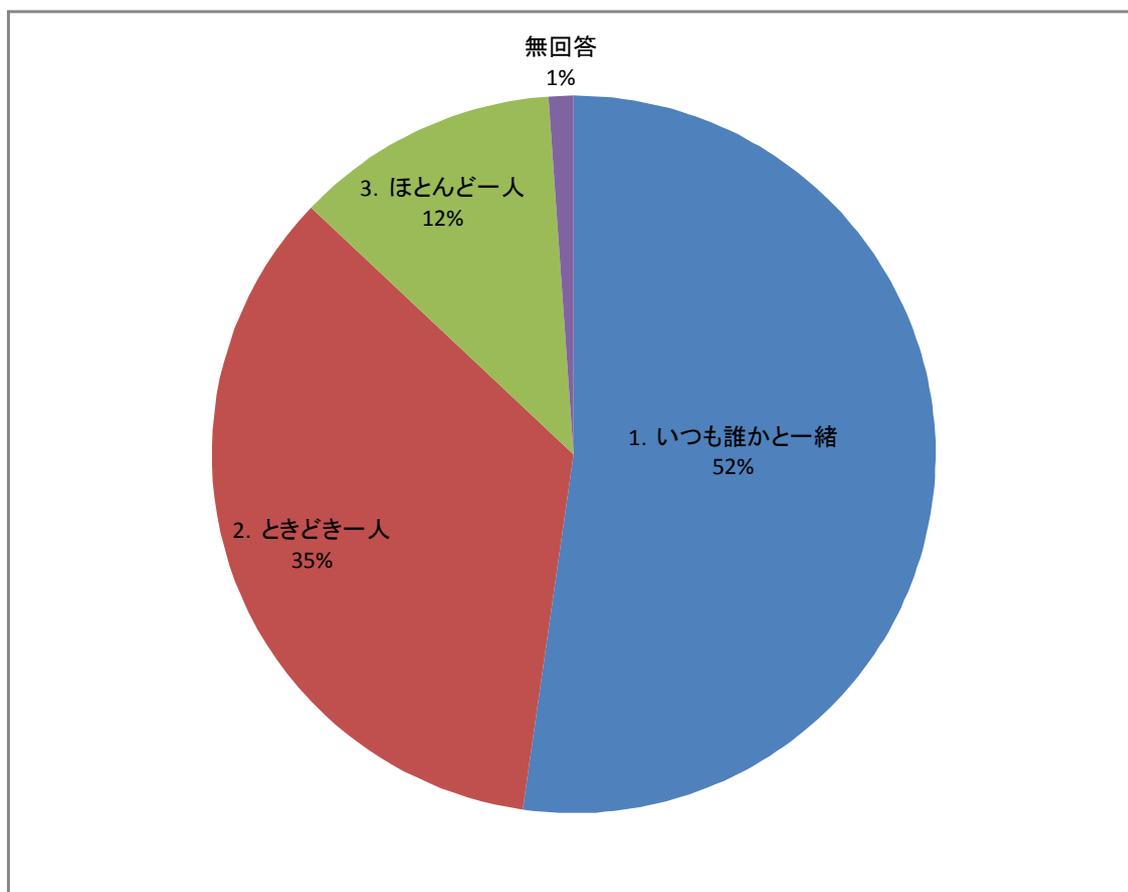


平成27年度

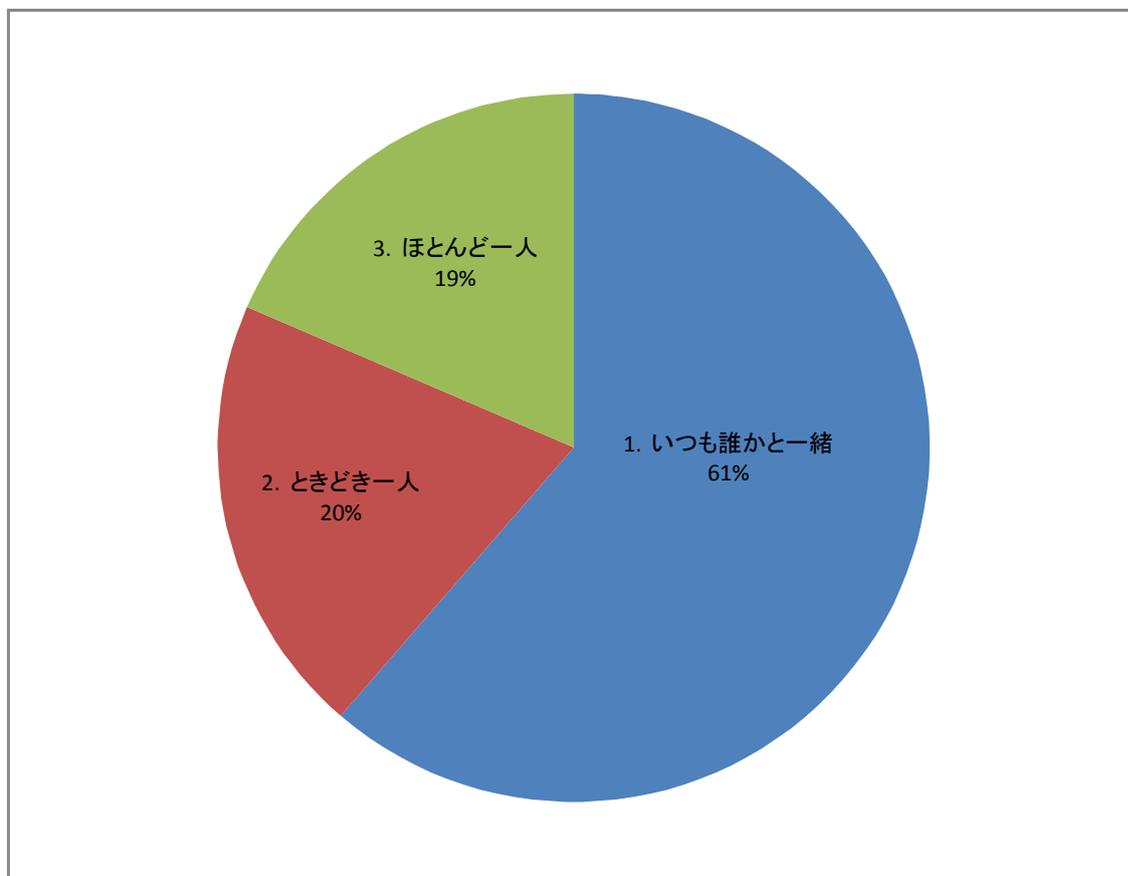


### 問3 食事をするときは誰かと一緒にですか？

平成23年度

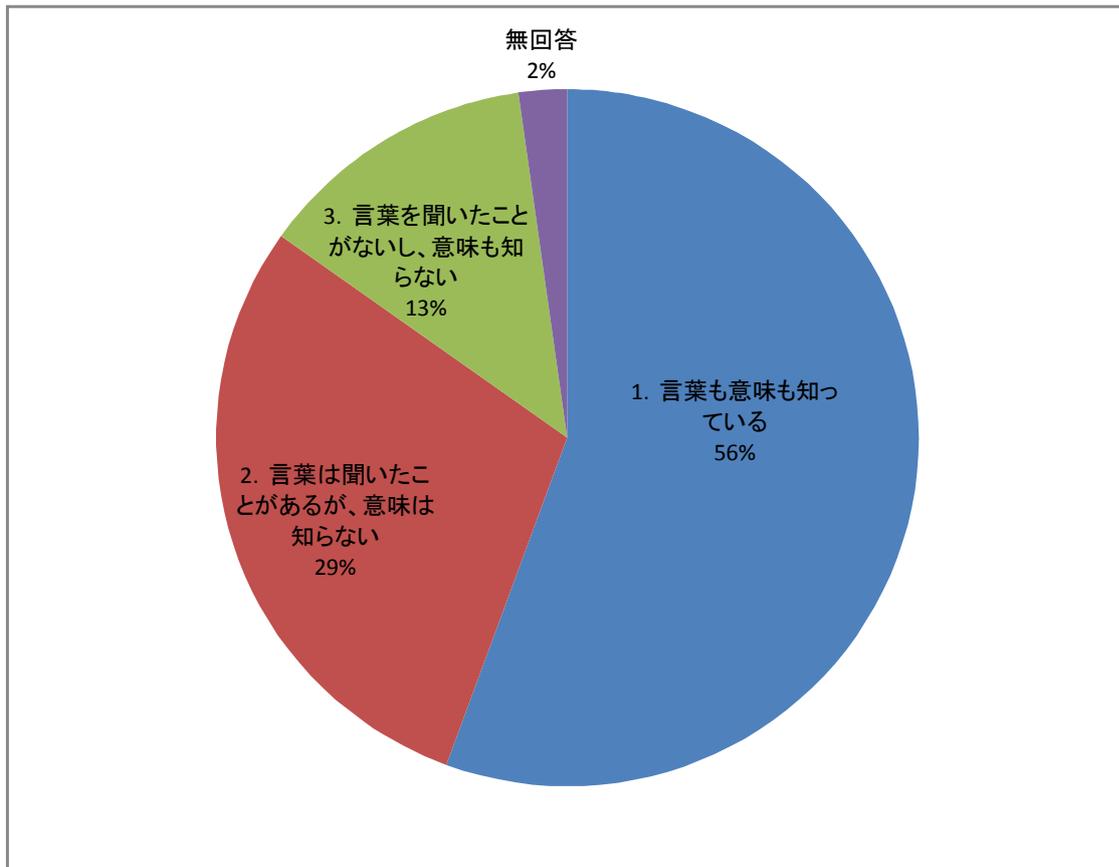


平成27年度

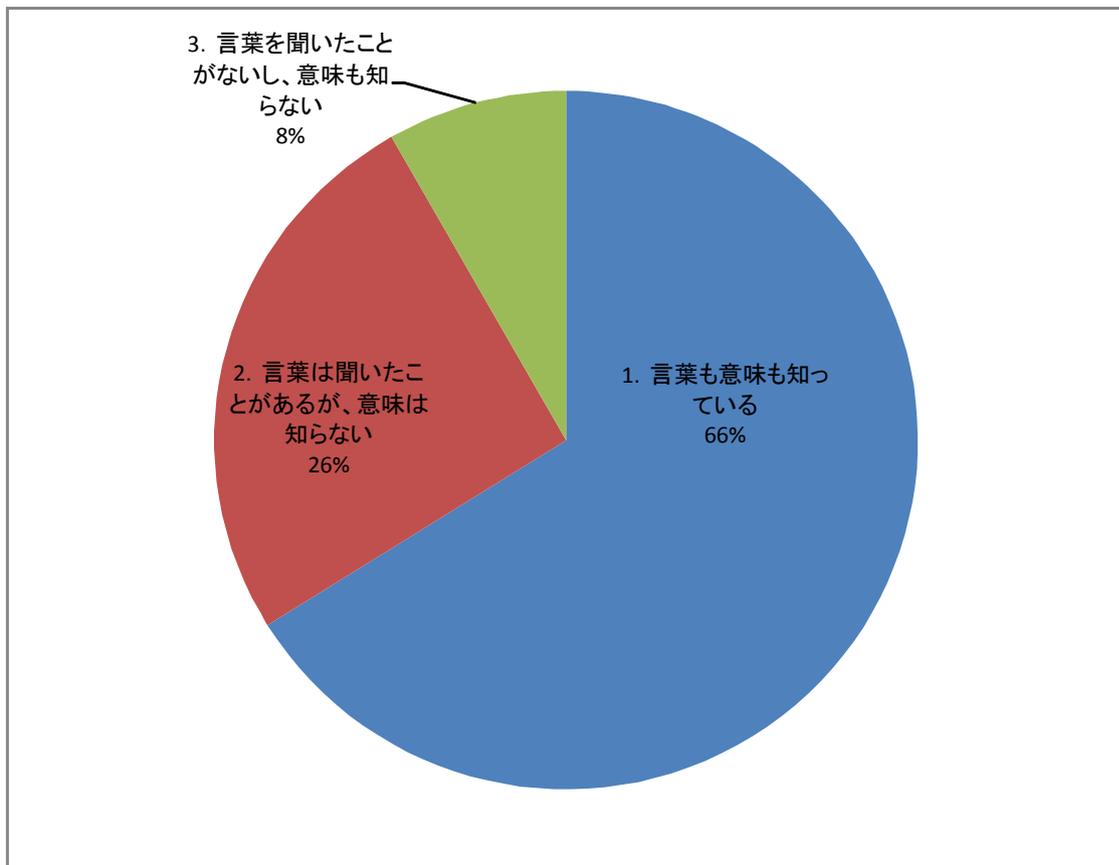


#### 問4 「食育」という言葉を知っていますか？

平成23年度

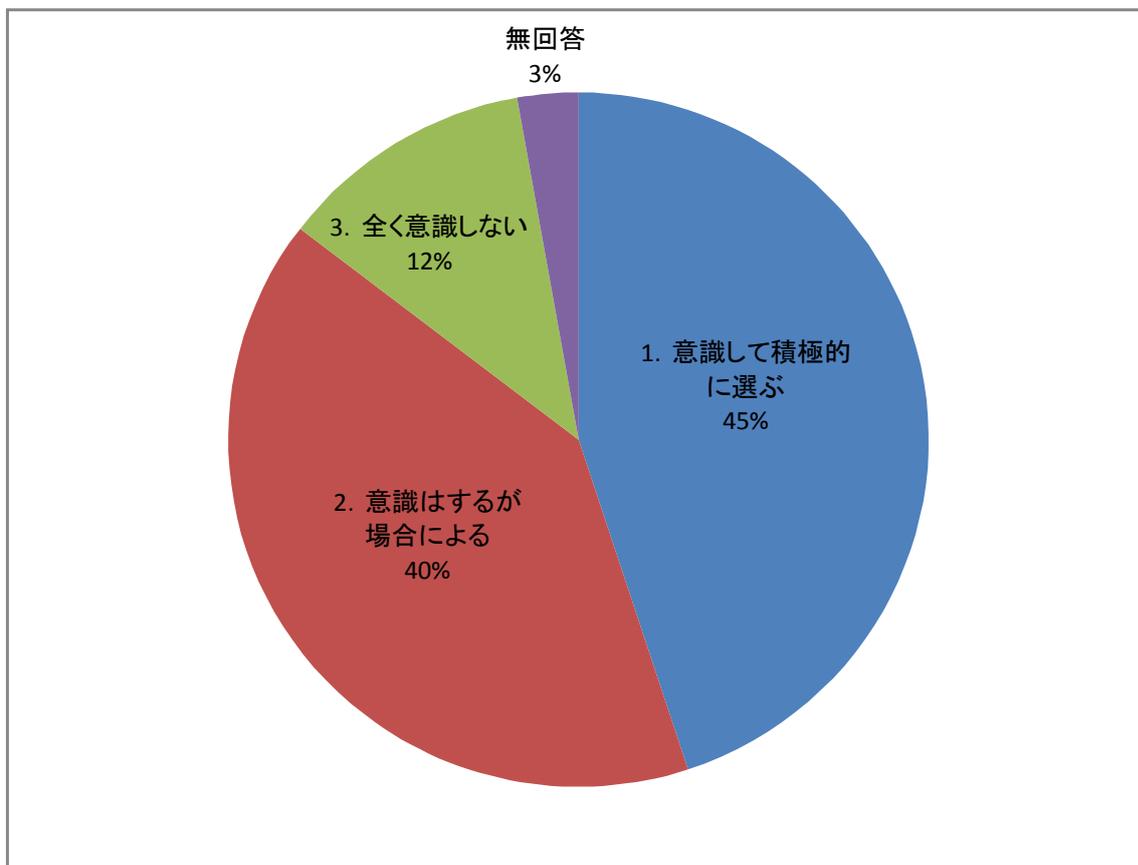


平成27年度

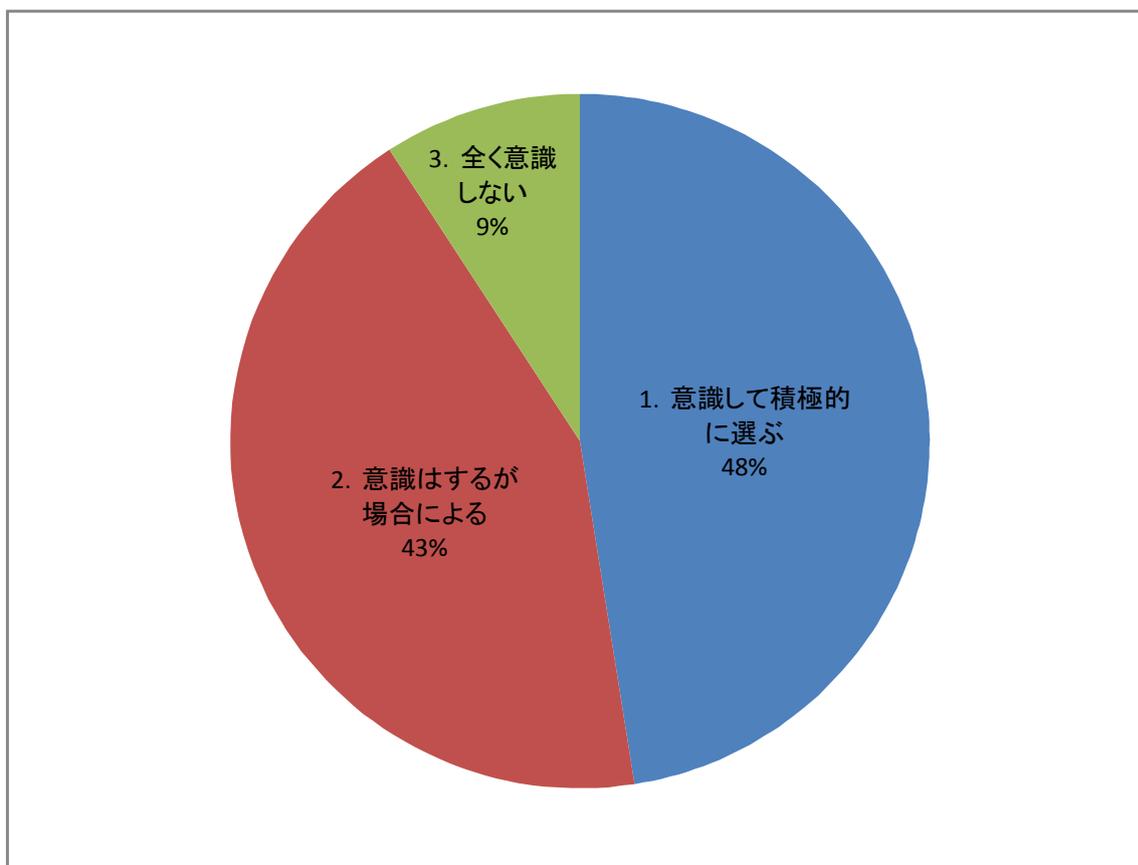


問5 食べるものを選ぶとき、地場産食材（青森県産、地元産）であることを意識しますか？

平成23年度

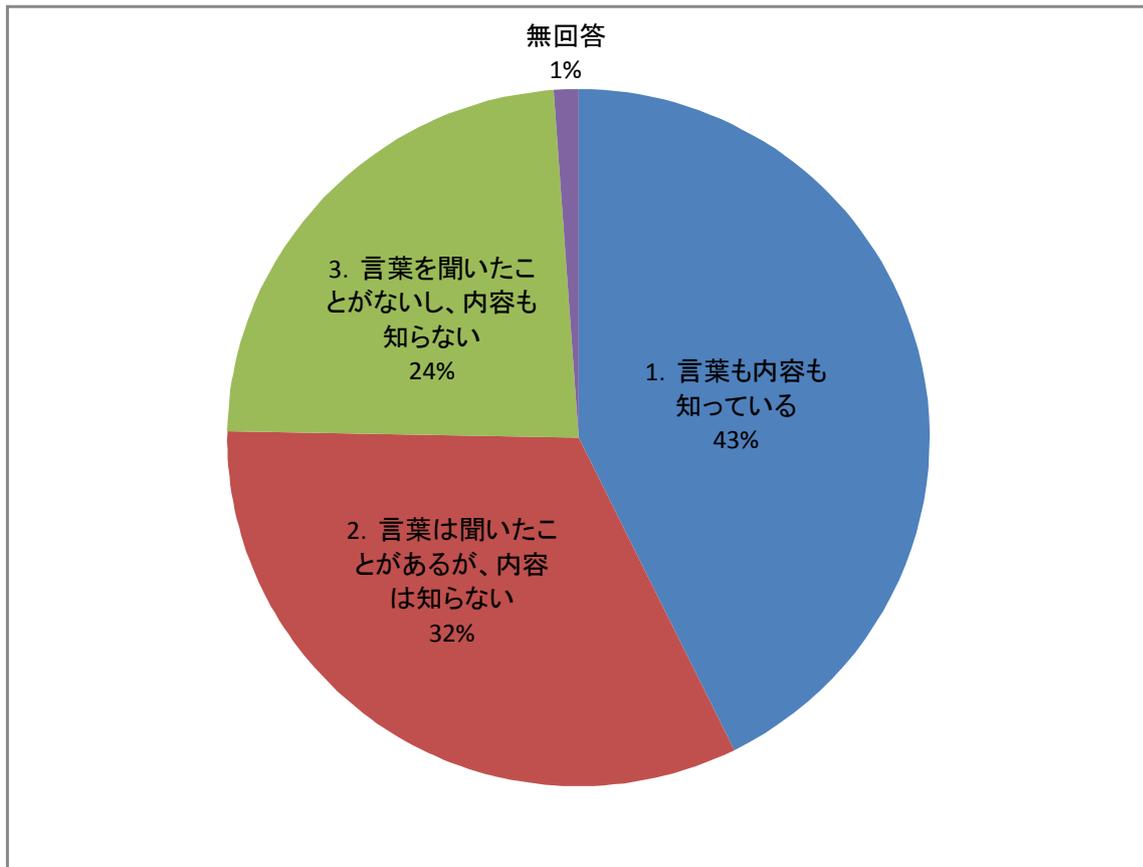


平成27年度

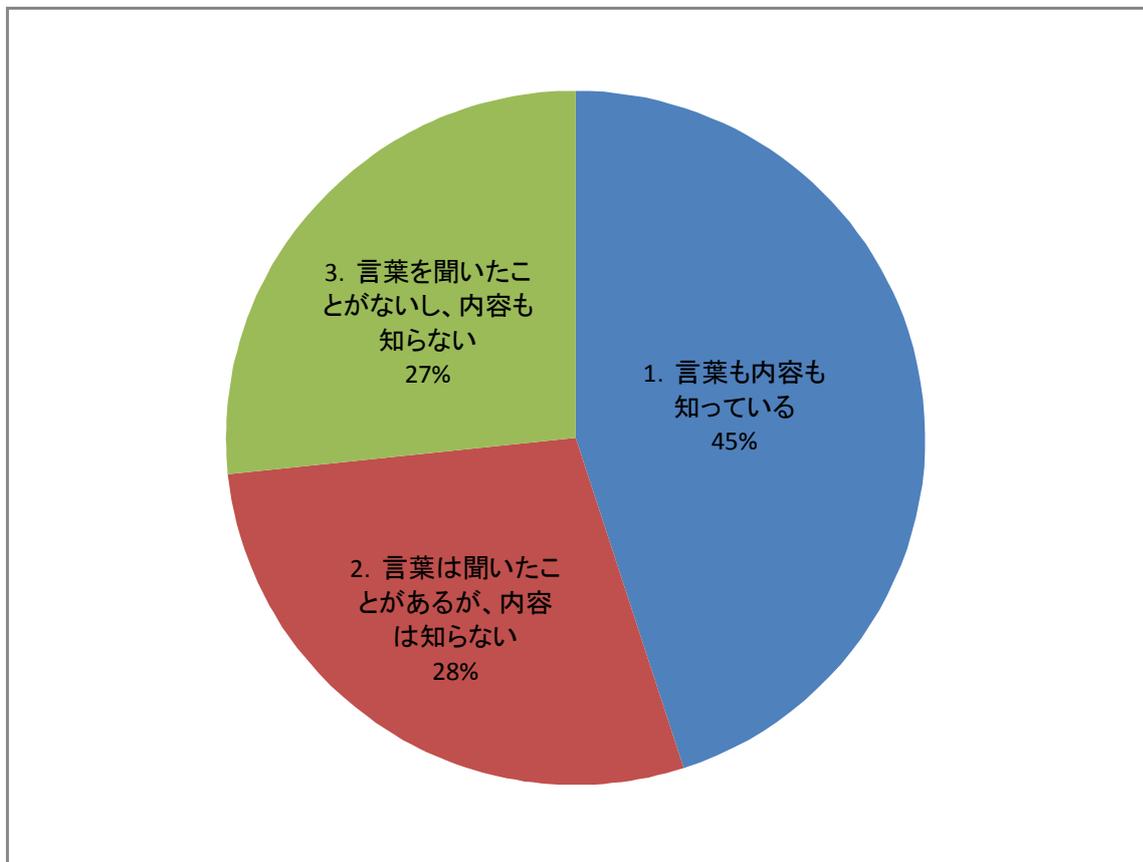


問6 「食事バランスガイド」を知っていますか？

平成23年度



平成27年度



## 調査結果に対する評価

### ・五所川原市の特産物について

平成23年度、平成27年度共に、りんご・赤～いりんご・しじみ・米と答えた人の割合が大きく、米どころであり、りんごの栽培も盛んな当市の農業の現状を表していると言えます。また、日本有数のしじみ産地である十三湖を擁することから、しじみに対しても馴染みが深いものと思われます。

その他、五所川原地域の郷土料理である「ごしょ山宝汁」の具材としても用いられているつくね芋や、北限の梅、金木地区での生産が盛んな馬肉やトマト、ブランド牛として名高い市浦牛などを挙げる人が見受けられました。

なお、今回の調査では答えた人が少なかったのですが、五所川原市はトマト・ばれいしょ・小玉すいかの3品目について指定産地（トマト・ばれいしょは国、小玉すいかは県）となっています。指定産地とは指定野菜の作付面積及び共販率が一定の要件を満たす産地のことを指します。今後はこれらの認知度を向上させ、消費が拡大するよう普及に努めていきます。

### ・普段の食事の摂り方について

朝食を毎日食べると答えた人の割合は、平成23年度、平成27年度共に8割を超えていました。当市内及び近隣市町においては朝食を食べる習慣が浸透していると思われますが、ほとんど食べないと答えた人が27年度では1割近くあり、まだ改善の余地があると言えます。朝食は日々の活動を開始するエネルギー源であり、朝食を摂らなければ勉強や仕事にも差し支えます。朝食を毎日きちんと食べる人がより増えるよう、朝食の大切さを普及していく必要があります。

また、食事をするとき、いつも誰かと一緒に答えた人の割合は増えていますが、一方でほとんど一人と答えた人の割合も2割近くに増えていきます。このことから、一人暮らし世帯や、家族と同居していても仕事等の都合で食事の時間が合わない人が増えているということがうかがえ、「孤食」や「個食」が生じていることが示唆されます。

### ・食育の認知度について

平成23年度と平成27年度を比較すると、「食育」という言葉について意味も知っていると言った人は10ポイント増え、言葉は聞いたことがある人と合わせると全体の9割以上が「食育」という言葉を認知しているという結果になりました。今後は内容についても理解している人が増えるよう、食育の普及啓発を推進していきます。

### ・地産地消への意識、関心について

食べるものを選ぶとき地場産食材であることを意識するかという質問に対し、「意識して積極的に選ぶ」「意識はするが場合による」と答えた人は全体

の8～9割にのぼり、食材の産地を気にする習慣は身に付いていると言えます。しかし、意識した上で積極的に選ぶと答えた人は全体の5割弱に留まっているので、今後は「地産地消推進店」認定制度なども活用しながら、地産地消への意識・関心がより深まるよう普及を図っていきます。

・食事バランスガイドについて

これについての知名度はほぼ横ばいで、言葉も内容も知っている、または言葉を聞いたことがあると答えた人は全体の約4分の3でした。食事バランスガイドは1日に何をどれだけ食べればよいかを考える際の参考となる図で、食事の望ましい組み合わせとおおよその量を示しています。健康で豊かな食生活を実現するうえでの具体的な活動指針にもなるので、知名度と実践者が増えるよう普及啓発を図っていきます。

## ②児童生徒食生活等実態調査

朝食の欠食は、栄養摂取の偏りを悪化させる要因となり、健康へ及ぼす影響も報告されています。欠食については、大人よりも睡眠時間を必要とする子どもが夜型の生活をおくることで起床が遅くなることや、誤った痩身志向が朝食の欠食に繋がっていると考えられます。

このため児童生徒に対する食育の普及を図るとともに、青森県学習状況調査・質問紙調査（毎年小学校5年生と中学校2年生を対象に実施）を参考にしながら、児童生徒の欠食の減少に向けて取り組んでいくものとします。

### ○平成26年度青森県学習状況調査・質問紙調査結果

調査月日：平成26年8月

対象者：五所川原市内小学校5年生及び中学校2年生

調査機関：青森県教育委員会

#### ① 普段、1日当たり、どれくらいの時間睡眠をとりますか。（五所川原市）

	10時間以上	9時間以上 10時間より 少ない	8時間以上 9時間より 少ない	7時間以上 8時間より 少ない	6時間以上 7時間より 少ない	6時間より 少ない
小5年	7%	28%	38%	17%	7%	3%
中2年	1%	6%	17%	33%	32%	11%

#### ② 学校に行く前に朝食をとりますか。（五所川原市）

	必ずとる	たいていとる	とらないことが多い	全く、または、ほとんどとらない
小5年	84%	11%	3%	2%
中2年	80%	15%	4%	1%

#### ③ 普段、1日当たり、どれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか。（五所川原市）

	4時間以上	3時間以上 4時間より 少ない	2時間以上 3時間より 少ない	1時間以上 2時間より 少ない	30分以上 1時間より 少ない	30分より 少ない	携帯電話や スマホを持って いない
小5年	3%	2%	4%	8%	6%	17%	60%
中2年	8%	9%	11%	17%	10%	13%	32%

### ③「教育ファーム」の普及

「教育ファーム」の普及は、自然の恩恵や食に関わる人々の活動への感謝の念や理解を深めること以外にも、地産地消の意識定着や指導農家との交流など食育の普及に高い効果が期待できる事業の一つであると考えられます。

当市の小学校においては11校全てで、中学校では6校中4校が何らかの農作物の栽培に取り組んでおり、その中には農家の指導のもと農作業体験に取り組む教育ファームに該当するものが5事例含まれています。

また、収穫後の農作物の活用については、収穫祭や調理してPTAや地域住民と食べるなど、コミュニケーションを図っている事例をはじめ、収穫した農作物の販売体験を行うなど幅広く食育教材に活用されています。

これらの状況から、小中学校では地理的な環境や条件を考慮し、既に栽培体験が実施され食育が進められているため、今後は教師の負担軽減及び農作物の的確な栽培指導に向け、農家等の相談・サポート体制を確保していくものとします。

一方、学校以外での教育ファームの定義に該当する取組としては、市内松野木地区の遊休農地活用モデル園で行われている農作物の定植・収穫体験があり、市内のグリーン・ツーリズム実践農家においても、小中学生の農業体験の受入れを検討しています。

今後これらの取組を通して、市民が作物の栽培に触れる機会が増えるよう、普及を図っていきます。

### ④学校給食への地場産品の使用状況

当市における学校給食への地場産品の使用率を県平均と比較すると、米やりんご等の一部を除いては非常に低い状況となっています。

この要因としては、毎日の調理に使用されている食材を地元産の農林水産物でまかなおうとした場合、一時的に一定量の確保が必要であったり、季節的に供給が困難な時期がある事、更には価格面で購入が難しいなどの課題があります。

このことから、学校給食への地場産品の使用について、農協、加工センター、生産組合等との協力のもと安定的に生産供給できる体制づくりを推進していきます。

また、学校給食における食材の調達形態や調理方法の見直しを図りながら、地域の農産物加工センター等と連携し新たな農水産物加工食品の開発を進め、学校給食への安定供給体制と地産地消に努め、県内小中学校における県内産の平均使用率を上回ることを目標とします。

○平成25年度学校給食における県産食材使用率（％）

五所川原市学校給食センター

区分	使用量ベース	金額ベース
県産	62.3	47.7
五所川原産	7.0	8.0
五所川原産を除く県内産	55.3	39.7
他県産	27.8	35.7
その他（不明・輸入）	9.9	16.6

青森県内小中学校

区分	使用量ベース	金額ベース
県産	64.3	51.8
自市町村産	11.6	12.5
自市町村産を除く県内産	52.7	39.3
他県産	26.0	33.0
その他（不明・輸入）	9.7	15.2

⑤妊娠期から乳幼児期の栄養・食生活

当市の平成26年度幼児間食摂取状況調査結果によると、「甘味食品・甘味料を1日3回以上飲食する習慣のある」割合は、1歳6か月児で22.6％、3歳児で26.2％と高くなっており、「間食を与える時間を決めている」割合は1歳6か月児で59.8％、3歳児で52.5％と県平均より低くなっています。乳幼児健康診査での肥満傾向児・やせ傾向児数は県や全国平均等と比較できる数値は示されていないものの、幼児期からの肥満は成人の肥満へつながるため、健診時においても肥満予防の知識の普及を図ります。

今後も乳幼児期から規則正しい生活リズムと望ましい食習慣を身につけることができるように取り組んでいきます。

・ 幼児間食摂取状況調査

割合（％）

	甘味食品3回以上飲食する習慣あり		間食を与える時間を決めている	
	1歳6か月児	3歳児	1歳6か月児	3歳児
平成24年度 市	25.3	26.3	56.8	60.4
平成25年度 市	25.2	27.8	57.2	52.3
平成26年度 市	22.6	26.2	59.8	52.5
平成26年度 県	20.4	24.6	70.9	69.2

・五所川原市乳幼児健康診査結果 幼児の肥満傾向児・やせ傾向児数

割合 (%)

	肥満傾向児 (肥満度+15%以上)		やせ傾向児 (肥満度-15%以上)	
	1歳6か月児	3歳児	1歳6か月児	3歳児
平成25年度	2.7	3.0	2.4	0.5
平成26年度	2.7	2.2	0.9	1.7

※小児の肥満の判定には、肥満度を用います

肥満度+30%以上：ふとりすぎ

+20%以上～+30%未満：ややふとりすぎ

+15%以上～+20%未満：ふとりぎみ

-15%超～+15%未満：ふつう

-20%超～-15%以下：やせ

-20%以下：やせすぎ

・地域保健・健康増進事業報告 母子保健（保健指導）数

延人員（人）

	妊婦	産婦	乳児	幼児
平成24年度	341	17	250	307
平成25年度	327	85	264	308
平成26年度	324	80	219	402

※指導の内容としては、妊産婦にはバランスのよい食事や病態にそった指導、乳幼児には離乳食や幼児食、間食のとり方等についての指導を実施しています。

⑥国・県・人口同規模平均と比べてみた五所川原の位置と食育の推進

(単位：人、%、歳、円、箇所、病床)

項目		五所川原市		同規模平均(219自治体)		県		国			
		実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合		
1	① 人口構成	総人口	58,276		18,634,367		1,363,393		124,852,975		
		65歳以上(高齢化率)	16,212	27.8	4,525,313	24.3	352,351	25.8	29,020,766	23.2	
		75歳以上	8,409	14.4			179,439	13.2	13,989,864	11.2	
		65~74歳	7,803	13.4			172,912	12.7	15,030,902	12.0	
		40~64歳	20,933	35.9			487,230	35.7	42,411,922	34.0	
		39歳以下	21,131	36.3			523,812	38.4	53,420,287	42.8	
	② 産業構成	第1次産業	15.0		6.2		13.0		4.2		
		第2次産業	20.5		29.0		20.6		25.2		
		第3次産業	64.5		64.8		66.4		70.6		
	③ 平均寿命	男性	77.3		79.6		77.3		79.6		
女性		85.4		86.3		85.4		86.4			
④ 健康寿命	男性	64.1		65.2		64.2		65.2			
	女性	66.4		66.8		66.4		66.8			
2	① 死亡の状況	標準化死亡比(SMR)	男性	123.0		100.5		121.1		100	
			女性	106.3		100.6		110.0		100	
		死因	がん	234	47.1	54,869	46.7	4,805	45.2	356,804	48.3
			心臓病	109	21.9	31,905	27.2	2,839	26.7	196,543	26.6
			脳疾患	101	20.3	20,243	17.2	1,965	18.5	120,280	16.3
			糖尿病	14	2.8	2,357	2.0	229	2.2	14,325	1.9
	腎不全		25	5.0	4,072	3.5	457	4.3	24,768	3.4	
	自殺	14	2.8	3,991	3.4	327	3.1	25,969	3.5		
	② 早世予防からみた死亡(65歳未満)	合計	91	12.2	64	13.2	2,293	13.4	16,282	12.8	
		男性	66	17.8	52	20	1,556	17.8	10,903	16.6	
女性		25	6.7	12	5.3	737	8.8	5,379	8.8		
3	① 介護保険	1号認定者数(認定率)	3,177	19.6	688,249	18.7	73,041	20.5	3,583,953	19.4	
		新規認定者	35	0.2	22,400	0.3	1,010	0.3	106,789	0.3	
		2号認定者	67	0.3	19,904	0.4	2,625	0.5	106,056	0.4	
	② 有病状況	糖尿病	723	22.3	137,354	18.5	17,513	23.5	706,966	18.6	
		高血圧症	1,580	48.9	294,569	40.0	38,838	51.8	1,481,936	39.1	
		脂質異常症	856	26.5	152,594	20.7	19,534	25.9	788,898	20.7	
		心臓病	1,742	54.3	341,978	46.6	43,743	58.5	1,717,585	45.5	
		脳疾患	738	23.0	163,426	22.3	21,227	28.3	823,139	21.9	
		がん	409	12.7	71,280	9.7	8,621	11.9	364,723	9.7	
		筋・骨格	1,463	46.0	291,432	39.7	34,787	46.6	1,466,677	38.9	
精神	873	26.9	147,937	20.1	20,105	26.9	751,752	19.9			
③ 介護給付費	1件当たり給付費(全体)	73,295		63,607		65,727		62,286			
	居宅サービス	47,062		41,592		46,503		41,562			
	施設サービス	280,238		258,694		263,549		260,295			
④ 医療費等	要介護認定別医療費(40歳以上)	認定あり	7,634		8,092		6,905		8,179		
	認定なし	3,189		3,700		3,536		3,726			
4	① 国保の状況	被保険者数	21,611		4,178,205		418,839		22,679,387		
		65~74歳	5,788	26.8			133,931	32.0	7,850,599	34.6	
		40~64歳	9,516	44.0			171,943	41.1	8,179,909	36.1	
		39歳以下	6,307	29.2			112,965	27.0	6,648,879	29.3	
		加入率	37.1		28.3		30.7		29.7		
	② 医療の概況(人口千対)	病院数	6	0.3	1056	0.3	102	0.2	5,778	0.3	
		診療所数	46	2.1	10,341	2.5	893	2.1	58,106	2.6	
		病床数	1,052	48.7	191,881	45.9	18,058	43.1	1,030,614	45.4	
		医師数	112	5.2	26,417	6.3	2,639	6.3	174,111	7.7	
		外来患者数	595.2		656.8		644.1		642.6		
入院患者数		14.1		19.4		17.1		18.7			
③ 医療費の状況	一人当たり医療費	18,889		23,785		22,055		23,013			
	受診率	609.317		678.137		661.159		661.966			
	外来	費用の割合	62.7		58.8		60.9		58.9		
		件数の割合	97.7		97.1		97.4		97.2		
	入院	費用の割合	37.3		41.2		39.1		41.1		
		件数の割合	2.3		2.9		2.6		2.8		
	1件あたり在院日数	15.2日		16.6日		16.1日		16.3日			
④ 医療費分析(総額に占める割合、最大医療資源疾患名(調割合含む))	新生物	28.1		24.0		26.5		24.4			
	慢性腎不全(透析あり)	6.8		9.4		8.3		9.4			
	糖尿病	12.8		10.8		12.1		10.7			
	高血圧症	9.7		8.1		9.4		7.9			
	精神	13.8		17.6		15.1		17.4			
	筋・骨疾患	17.4		15.3		15.7		15.4			

1-③ 平均寿命  
青森県は、全国47都道府県のうち男女とも最下位で、当市は男女とも県と同じ年齢です。

2-① 標準化死亡比(SMR)  
国を100とした場合の死亡比で、当市は男性が123と高くなっています。

2-① 死因  
がん・心臓病・脳疾患の順に多く、腎不全で亡くなる方も多い状況です。  
これらの病気は市民健診受診により予防できます。

3-② 有病状況  
介護保険認定者の6割が血管に関係する疾患です。

4-③ 医療費の状況  
一人当たりの医療費は、同じ規模の自治体219で214位と低くなっています。  
未治療のまま、重症化する人が多いと考えられます。

4	⑤	費用額 (件あたり)  県内順位 順位総数41	入院	糖尿病	560,544	10位	(16)	4-⑤ 医療費の状況 入院医療費は、一人あたりが高額で、脳血管疾患や糖尿病性腎症など重症化してから受診しています。					
				高血圧	634,949	9位	(16)						
				脂質異常症	574,940	19位	(16)						
				脳血管疾患	728,135	10位	(16)						
				心疾患	614,119	6位	(12)						
				腎不全	729,563	12位	(16)						
				精神	497,052	8位	(23)						
				悪性新生物	563,957	16位	(13)						
				外来	糖尿病	32,690	31位						
					高血圧	26,297	38位						
					脂質異常症	25,989	33位						
					脳血管疾患	34,546	18位						
					心疾患	32,347	38位						
					腎不全	110,674	33位						
精神	27,679	23位											
悪性新生物	40,241	39位											
⑥	健診有無別 一人当たり 点数	健診対象者 一人当たり	健診受診者	3,055	3,900	3,820	3,742						
			健診未受診者	9,512	10,640	10,429	10,591						
		生活習慣病対象者 一人当たり	健診受診者	9,074	11,091	10,698	10,931						
			健診未受診者	28,255	30,261	29,207	30,935						
⑦	健診・レセ 突合	受診勧奨者	2,265	56.2	538,078	55.9	48,268	55.8	2,698,536	56.4			
		医療機関受診率	2,076	51.6	448,605	46.6	40,540	46.9	2,242,275	46.9			
		医療機関非受診率	189	4.7	89,471	9.3	7,728	8.9	456,222	9.5			
5	①-⑬	特定健診の 状況  県内順位 順位総数41	メタボ 該当・予備群 レベル	健診受診者	4,040	963,315	86,489	4,781,425	5-② 特定健診の状況 特定健診の受診率は28%で、同規模の自治体219で178位と低くなっています。				
				受診率	28.0	県内28位 同規模178位	34.6	31.1	全国31位	33.5			
				特定保健指導終了者(実施率)	247	49.0	4845	4.1	433	4.6	25,196	4.3	
				非肥満高血糖	325	8.1	44,737	4.6	7,580	8.8	237,099	5.0	
				メタボ	該当者	535	13.3	157,912	16.4	13,412	15.5	785,574	16.4
					男性	367	22.2	105,845	25.6	8,807	23.9	531,700	25.5
					女性	168	7.1	52,067	9.5	4,605	9.3	253,874	9.4
					予備群	512	12.7	104,841	10.9	9,651	11.2	525,242	11.0
				BMI	男性	350	21.1	71,385	17.3	6,149	16.7	359,822	17.3
					女性	162	6.8	33,456	6.1	3,502	7.0	165,420	6.1
				メタボ該当・予備群 レベル	総数	1,193	29.6	296,796	30.8	26,026	30.1	1,483,048	31.0
					男性	800	48.3	199,318	48.2	16,701	45.4	1,005,165	48.2
					女性	393	16.6	97,478	17.7	9,325	18.8	477,883	17.7
					総数	290	7.2	46,633	4.8	6,455	7.5	234,046	4.9
					男性	41	2.5	7,150	1.7	1,107	3.0	39,553	1.9
					女性	249	10.5	39,483	7.2	5,348	10.8	194,493	7.2
					血糖のみ	34	0.8	6,335	0.7	613	0.7	31,362	0.7
					血圧のみ	370	9.2	72,146	7.5	7,128	8.2	364,212	7.6
					脂質のみ	108	2.7	26,360	2.7	1,910	2.2	129,668	2.7
血糖・血圧	136	3.4	24,435		2.5	2,874	3.3	123,363	2.6				
血糖・脂質	26	0.6	8,824	0.9	580	0.7	42,693	0.9					
血圧・脂質	223	5.5	79,656	8.3	6,363	7.4	395,819	8.3					
血糖・血圧・脂質	150	3.7	44,997	4.7	3,595	4.2	223,699	4.7					
6	①-⑱	生活習慣の 状況	服薬	1,746	43.4	431,676	44.8	42,633	49.3	2,127,684	44.5		
			既往歴	218	5.4	559,428	61.5	50,686	65.4	2,616,482	57.4		
			喫煙	677	16.8	124,890	13.0	13,485	15.6	668,778	14.0		
			週3回以上朝食を抜く	365	9.1	51,914	6.5	6,066	7.9	301,742	7.5		
			週3回以上食後間食	724	18.0	88,651	11.1	12,769	16.5	473,832	11.8		
			週3回以上就寝前夕食	747	18.5	120,439	15.1	15,017	19.5	642,958	16.1		
			食べる速度が速い	1,667	41.4	198,766	25.0	28,914	37.5	1,039,135	26.0		
			20歳時体重から10kg以上増加	1,420	35.3	248,174	26.8	25,845	33.3	1,279,084	28.1		
			1回30分以上運動習慣なし	2,738	68.0	476,409	58.9	50,781	65.8	2,411,978	59.9		
			1日1時間以上運動なし	2,190	54.4	366,425	45.3	38,982	50.5	1,910,806	47.5		
			睡眠不足	898	22.3	189,803	23.7	22,284	28.9	980,410	24.6		
			毎日飲酒	995	24.7	218,760	24.4	21,786	25.5	1,117,644	25.5		
			時々飲酒	726	18.0	184,652	20.6	18,506	21.7	922,913	21.1		
			日飲酒量	1合未満	2,448	62.3	375,774	65.8	42,045	58.9	1,865,176	64.0	
				1~2合	803	20.4	132,667	23.2	16,868	23.6	703,754	24.2	
				2~3合	353	9.0	49,773	8.7	7,273	10.2	265,466	9.1	
				3合以上	328	8.3	13,152	2.3	5,191	7.3	77,682	2.7	

出典：五所川原市保健事業実施計画 五所川原市の特徴を把握する（平成25年度累計）より

生活習慣病は日常生活を見直すことで予防できる疾患です。生活習慣の中にがんを発症させる原因が潜んでいるものもあります。これらの発症のメカニズムより予防可能な疾患に着目し、個人の健康診査結果に基づき、各事業で健康教育や栄養指導、保健指導を実施していきます。一人一人が自身の生活習慣や食生活について考える機会が重要であり、乳幼児期からの生活習慣改善と併せ、一次予防を中心とした取組を推進していきます。

成人1人あたり年に1トンもの食べものが口から入り、私たちの体を作っているといわれています。全ての病気が予防可能とは限りませんが、今後も「食」と自分の体や血液の関係を意識して「食育」に関心が持てるよう支援していきます。

# 第5章 食育・地産地消推進の目標値

## 第1 食育・地産地消推進の目標

食育及び地産地消を推進するためには、それらに関わる目標を掲げて意識の向上に取り組むことが重要です。今回の第2次計画策定にあたり、以下の項目について目標を設定しました。

- ①食育の認知度
- ②朝食を毎日食べる人の割合
- ③甘味食品を1日3回以上飲食する習慣のある幼児の割合の減少
- ④児童生徒の欠食の減少
- ⑤学校給食における地場産品の使用割合
- ⑥メタボリックシンドローム予備軍の割合の減少
- ⑦食生活改善推進員の数の増加
- ⑧地場産食材を意識して積極的に選ぶ人の割合
- ⑨「ごしょがわら地産地消推進店」認定店舗数

## 第2 項目毎の現状と目標値

目標項目	現状値	目標値
<b>①「食育」の認知度</b> 平成27年度に実施した調査では、「食育」という言葉の意味まで知っていると答えた人は66%でした。言葉は聞いたことがあると答えた人も26%いましたが、国の第3次食育推進基本計画では、食育に関心を持っている人の割合を90%以上にするという目標を掲げているため、それと同様の目標値の達成を目指します。	66% (平成27年度)	90% (平成32年度)
<b>②朝食を毎日食べる人の割合</b> 平成27年度の調査では、朝食を毎日食べると答えた人は83%でしたが、ときどき食べないと答えた人が8%、ほとんど食べないと答えた人は9%いました。朝食摂取の大切さについて普及啓発することで、ときどき食べないと答えた人の半数が毎日食べるよう改善することにより目標値の達成を目指します。	83% (平成27年度)	87% (平成32年度)
<b>③「甘味食品を1日3回以上飲食する習慣のある幼児」の割合の減少</b> 甘味食品を1日3回以上飲食する習慣があることに	1歳6か月児 22.6% 3歳児 26.2% (平成26年度)	1歳6か月児 20.4% 3歳児 24.6% (平成32年度)

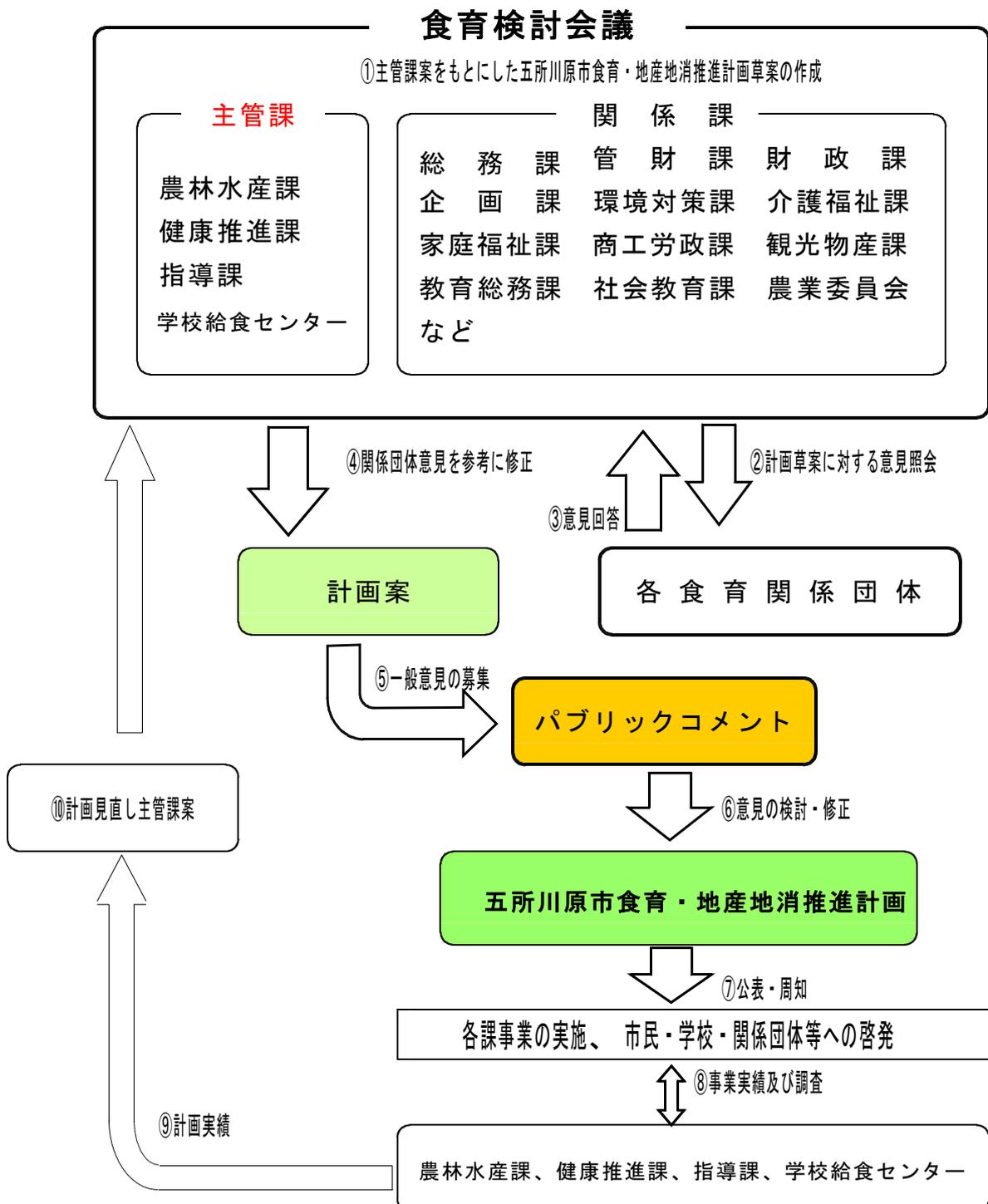
より、摂取するカロリーが増え、肥満につながることや、口の中にいつも食べ物が入っていることでむし歯になりやすい環境をつくることが考えられます。幼少期から望ましい食習慣を身につけることを目標に、まずは県の平成26年度平均値の達成を目指します。		
④児童生徒の欠食の減少 平成26年度に実施した調査では、学校に行く前に必ず朝食をとると答えた人は、小学校5年生が84%、中学校2年生が80%でした。食育や生活習慣の指導を通して、小・中学生とも県全体における平均を上回ることを目指します。	小学5年生 84% 中学2年生 80% (平成26年度)	小学5年生 88% 中学2年生 82% (平成32年度)
⑤学校給食における地場産品の使用割合 県産食材の利用を高めるため、学校給食における食材の調達形態や調理方法の見直しを行い、また、関係機関と連携して県産食材を使用した加工品を開発するなど、県内小中学校における県内産の平均使用割合を上回ることを目標とし、目標値の達成を目指します。	62.3% (平成25年度)	68% (平成32年度)
⑥「メタボリックシンドローム予備群」の割合の減少 当市のメタボ該当者は国、県などと比較して割合は低くなっていますが、その反面、予備軍の割合が高くなっています。保健指導や健康教室の参加により改善することが期待されるため、人口同規模自治体の平均値の達成を目指します。	男性 21.1% 女性 6.8% (平成25年度)	男性 17.3% 女性 6.1% (平成32年度)
⑦「食生活改善推進員」の数の増加 市では、健康づくりを通じた食育の推進を図るためのボランティアを育成しています。地域で活発な食育活動の展開に向け、食生活改善推進員数の増加を目指します。	140人 (平成27年度)	184人 (平成31年度)
⑧地場産食材を意識して積極的に選ぶ人の割合 平成27年度の調査では、食べるものを選ぶときに地場産食材（青森県産、地元産）であることを意識し、積極的に選ぶと答えた人は48%でした。意識はするが場合によると答えた人は43%だったので、このうち約3割が積極的に選ぶようになることを目標とします。	48% (平成27年度)	60% (平成32年度)
⑨「ごしょがわら地産地消推進店」認定店舗数 市では、地元産農林水産物を販売または活用している小売店や飲食店等を「ごしょがわら地産地消推進店」として認定します。食育や地産地消への意識・関心を高めるため、認定店舗が増えるよう制度の普及を図ります。	0店舗 (平成27年度)	20店舗 (平成32年度)

# 第6章 計画の推進体制

## 第1 効果的に計画を推進するための体制づくり

計画の推進にあたっては、主管課及び関係課等で把握している情報を基に計画を策定するとともに、計画の普及による食育の進捗状況を把握するため、必要に応じた調査を実施し計画の見直しに反映させるものとします。

また、計画の策定の際、幅広い意見を取り入れるため、日頃から食に関わり合いを持つ各団体・事業所等からの意見を聴取し、計画に反映させるほか、一般から広く多くの意見を募るものとします。



## 第2 関係団体からの意見聴取

計画の策定・実施に関係する団体から意見を求め、計画に反映させることで実効性のある計画の策定を目指します。

### ○意見聴取関係団体一覧

担当課等	意見照会関係団体名（所属）
農林水産課	ごしょつがる農業協同組合
	つがるにしきた農業協同組合
	十三漁業協同組合
	株式会社五所川原中央青果
	丸中五所川原中央水産株式会社
	五所川原市農産物加工センター振興対策協議会
	五所川原地域ViC・ウーマン「ひまわりの会」/ViC・in奥津軽の会（五所川原市）
	あおり五所川原グリーン・ツーリズム協議会
	西北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室
	東北農政局青森地域センター 消費・安全グループ
健康推進課	五所川原市食生活改善推進委員会
	五所川原市保健協力員協議会
学校給食センター	マルスイ株式会社
	株式会社さかもと青果
	江良商店
商工労政課	五所川原商工会議所
	金木商工会
	市浦商工会
観光物産課	パークイン五所川原エルムシティ
	金木観光物産館「マディニー」
	道の駅「十三湖高原」株式会社トーサム
介護福祉課	五所川原市社会福祉協議会・養護老人ホームくるみ園
	社会福祉法人勲功会 特別養護老人ホーム祥光苑
	社会福祉法人峰寿会 老人保健施設サンライフかなぎ
	社会福祉法人柏友会 グループホームふくうら
	株式会社成田建設 グループホームいこいの里
家庭福祉課	五所川原市保育連合会
教育委員会指導課	五所川原市小中学校長会
農業委員会	地産地消を進める会

### 第3 パブリックコメント

---

計画に幅広い市民の意見を反映させるため、関係団体からの意見聴取により修正した計画案に対して、パブリックコメントを実施し意見を募ります。募った意見を基に修正等を加え計画を策定します。



## 資料 1

五所川原市内のエコファーマー認定者数、及び認証を受けている作目と作付面積（平成27年6月）

認定者数	71人
------	-----

作目	作付面積(a)
りんご	2,890
トマト	652
水稲	593
ながいも	500
大豆	100
かぼちゃ	38
えだまめ	25
スイートコーン	17
アスパラガス	13
ばれいしょ	11
だいこん	5
にんじん	5
計	4,849

（西北地域県民局農業普及振興室調べ）

五所川原市の主な年間漁獲量  
(平成25～26年度)

(単位：t)

区分	平成25年度	平成26年度
たら	8.8	3.0
たい	1.3	1.4
まこがれい	3.7	5.8
ひらめ	1.7	2.9
そい	1.6	2.3
やりいか	0.8	0.9
たこ	0.2	0.9
あわび	0.3	0.7
しじみ	1063.1	1142.0

(十三漁業協同組合調べ)

## 食育基本法（平成十七年法律第六十三号）

最終改正：平成二一年六月五日法律第四九号

## 目次

## 前文

## 第一章 総則（第一条—第十五条）

## 第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

## 第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

## 第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

## 附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践

するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の

向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基

本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第三章 基本的施策

#### (家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

#### (学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

#### (地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

#### (食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### (生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産

者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号に

において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

## 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び 地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）

（平成二十二年十二月三日法律第六十七号）

目次

前文

第一章 総則（第一条）

第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等

第一節 総則（第二条・第三条）

第二節 基本方針（第四条）

第三節 農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する施策（第五条—第十七条）

第四節 雑則（第十八条—第二十三条）

第五節 罰則（第二十四条）

第三章 地域の農林水産物の利用の促進

第一節 総則（第二十五条—第三十九条）

第二節 基本方針等（第四十条・第四十一条）

第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策（第四十二条—第五十条）

附則

農山漁村は、長年にわたって我が国の豊かな風土と勤勉な国民性をはぐくみ、就業の機会を提供し、多様な文化を創造してきた。また、農林漁業の持続的かつ健全な発展は、その有する農林水産物等の安定的な供給の機能及び国土の保全等の多面にわたる機能が発揮されることにより、農山漁村の活力の維持向上に寄与するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に貢献するものである。

しかるに、我が国の農林漁業及び農山漁村は内外の様々な問題に直面しており、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等により、農山漁村の活力は著しく低下している。

我々は、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業化の取組と、地域の農林水産物の利用を促進することによる国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の取組が相まって、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を担うものと確信する。

同時に、これらの取組は、農山漁村に豊富に存在する土地、水その他の資源の有効な活用、地域における食品循環資源の再生利用、農林水産物の生産地と消費地との距離の縮減等を通じ、環境への負荷の低減に寄与することが大いに期待されるものである。

ここに、このような視点に立ち、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策を講じて農山漁村における六次産業化を推進するとともに、国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、農林漁業の振興を図る上で農林漁業経営の改善及び国産の農林水産物の消費の拡大が重要であることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とする。

## 第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等

### 第一節 総則

(基本理念)

第二条 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化は、それが農業者、林業者及び漁業者の所得の確保を通じて持続的な農林漁業の生産活動を可能とし、地域経済に活力をもたらすとともに、エネルギー源としての利用その他の農林水産物等の新たな需要の開拓等により地球温暖化の防止に寄与することが期待されるものであることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等(以下この章において「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等」という。)を促進するため、地域の自然的経済的社会的条件に応じ、地域における創意工夫を生かしつつ、農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その促進を図られなければならない。

2 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に当たっては、農林水産物等又はこれを原材料とする新商品の生産又は販売に関する新技術の導入が重要であることにかんがみ、多様な主体による当該新技術の研究開発及びその成果の利用が推進されなければならない。

(定義)

第三条 この章において「農林漁業者等」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体(これらの者が主たる構成員又は出資者(以下この章において「構成員等」という。))となっている法人を含む。)をいう。

2 この章において「農林水産物等」とは、農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものをいう。

3 この章において「農林漁業及び関連事業の総合化」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を図るため、単独又は共同の事業として農林水産物等の生産(農林水産物等を新商品の原材料として利用するために必要な収集その他の農林水産物省令で定める行為を含む。次項及び第五項第一号において同じ。)及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値

を生み出すことを目指したものをいう。

4 この章において「総合化事業」とは、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化を行う事業であって、次に掲げる措置を行うものをいう。

一 自らの生産に係る農林水産物等（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等の生産に係る農林水産物等を含む。次号において同じ。）をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓

二 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善

三 前二号に掲げる措置を行うために必要な農業用施設、林業用施設又は漁業用施設の改良又は取得、新規の作物又は家畜の導入、地域に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した生産の方式の導入その他の生産の方式の改善

5 この章において「研究開発・成果利用事業」とは、次に掲げる研究開発及びその成果の利用を行う事業であって、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に特に資するものをいう。

一 新商品の原材料に適する新品種の育成、土地、水その他の資源を有効に活用した生産の方式又は農林水産物等の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の開発、品質管理の方法の開発その他の農林水産物等の生産又は販売の高度化に資する研究開発

二 新商品の生産に要する費用の低減に資する生産の方式又は機械の開発、品質管理の方法の開発その他の新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発

6 この章において「産地連携野菜供給契約」とは、農業者又は農業者の組織する団体（これらの者が主たる構成員等となっている法人を含む。以下この項において同じ。）が指定野菜（野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第二条に規定する指定野菜をいう。以下この章において同じ。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところにより締結する指定野菜の供給に係る契約（複数の産地の農業者又は農業者の組織する団体が連携して行う指定野菜の供給に係るものであって、天候その他やむを得ない事由により供給すべき指定野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。）をいう。

## 第二節 基本方針

第四条 農林水産大臣は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する基本方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等の推進に関する基本的な事項

二 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向

三 総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する重要事項

- 3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三節 農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する施策

(総合化事業計画の認定)

第五条 農林漁業者等は、単独で又は共同して、総合化事業に関する計画（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等の行う総合化事業に関するものを含む。以下この章において「総合化事業計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その総合化事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 総合化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 認定を受けようとする農林漁業者等（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等を含む。第四項及び第五項第二号において同じ。）の農林漁業経営の現状
  - 二 総合化事業の目標
  - 三 総合化事業の内容及び実施期間
  - 四 総合化事業の実施体制
  - 五 総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
  - 六 その他農林水産省令で定める事項
- 3 総合化事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、総合化事業の用に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。
  - 一 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容
  - 二 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
  - 三 その他農林水産省令で定める事項
- 4 総合化事業計画には、認定を受けようとする農林漁業者等以外の者の行う次に掲げる措置（第一号から第三号までに掲げる措置にあっては、農林漁業者等以外の者が行うものに限る。）に関する計画を含めることができる。
  - 一 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第二条の農業改良措置（第九条第一項において「農業改良措置」という。）を支援するための措置（農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）
  - 二 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項の林業・木材産業改善措置（林業経営の改善を目的として新たな林業部門の経営を開始し、又は林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入することに限る。第十条第一項において「林業・木材産業改善措置」という。）を支援するための措置（林業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省

令で定めるものに限る。)

三 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第二項の沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を支援するための措置（沿岸漁業経営に必要な機器の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。)

四 その他当該総合化事業を促進するための措置

5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その総合化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする

一 基本方針に照らし適切なものであり、かつ、当該総合化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

二 当該総合化事業の実施により認定を受けようとする農林漁業者等の農林漁業経営の改善が行われるものであること。

6 農林水産大臣は、総合化事業計画にその所管する事業以外の事業の実施に関する事項が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該事業を所管する大臣に協議し、その同意を得なければならない。

7 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項（同項第二号の土地が農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下この章において同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この章において同じ。）であり、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の都道府県知事の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、政令で定めるところにより、同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

8 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項（同項の施設の整備として市街化調整区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。第十四条において同じ。）内において、第三項の施設（農林水産物等の販売施設であって政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の建築（建築基準法

(昭和二十五年法律第二百一号) 第二条第十三号 に規定する建築をいう。) の用に供する目的で行う都市計画法第四条第十二項 に規定する開発行為 (以下この項及び第十四条第一項において「開発行為」という。) 又は第三項 の施設を新築し、若しくは建築物 (建築基準法第二条第一号 に規定する建築物をいう。) を改築し、若しくはその用途を変更して同項 の施設とする行為 (以下この項及び第十四条第二項において「建築行為等」という。) を行うものであり、当該開発行為又は建築行為等を行うに当たり、都市計画法第二十九条第一項 又は第四十三条第一項 の都道府県知事 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項 の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項 の中核市の長を含む。以下この項、第十四条第二項及び第四十二条第二項において同じ。) の許可を受けなければならないものに係るものに限る。) が記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る第三項の施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域 (都市計画法第七条第一項 の規定による市街化区域をいう。) 内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるときは、同意をするものとする。

9 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

10 農林水産大臣は、第二項第三号に掲げる事項として産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業 (当該産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者の作付面積の合計が農林水産省令で定める面積に達しているものに限る。) が記載された総合化事業計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を独立行政法人農畜産業振興機構に通知するものとする。

(総合化事業計画の変更等)

第六条 前条第一項の認定を受けた農林漁業者等は、当該認定に係る総合化事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の認定を受けた農林漁業者等は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、前条第一項の認定を受けた農林漁業者等 (当該農林漁業者等が団体である場合におけるその構成員等及び当該農林漁業者等に係る同条第四項各号に掲げる措置を行う同項に規定する者 (以下この章において「促進事業者」という。) を含む。以下この章において「認定農林漁業者等」という。) が当該認定に係る総合化事業計画 (第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この章において「認定総合化事業計画」という。) に従って総合化事業 (同条第四項各号に掲げる措置を含む。第九条第一項において同じ。) を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第五項から第十項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(研究開発・成果利用事業計画の認定)

第七条 研究開発・成果利用事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、研究開発・成果利用事業に関する計画（以下この章において「研究開発・成果利用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その研究開発・成果利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 研究開発・成果利用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 研究開発・成果利用事業の目標
- 二 研究開発・成果利用事業の内容及び実施期間
- 三 研究開発・成果利用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 研究開発・成果利用事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、研究開発・成果利用事業の用に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容
- 二 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その他農林水産省令で定める事項

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その研究開発・成果利用事業計画が基本方針に照らし適切なものであり、かつ、研究開発・成果利用事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。

5 主務大臣は、第三項各号に掲げる事項（同項第二号の土地が農地又は採草放牧地であり、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の都道府県知事の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている研究開発・成果利用事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合においては、第五条第七項後段の規定を準用する。

(研究開発・成果利用事業計画の変更等)

第八条 前条第一項の認定を受けた者（以下この章において「認定研究開発・成果利用事業者」という。）は、当該認定に係る研究開発・成果利用事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定研究開発・成果利用事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、認定研究開発・成果利用事業者が前条第一項の認定に係る研究開発・成果利用事業計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この章において「認定研究開発・成果利用事業計画」という。）に従って研究開発・成果利用事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(農業改良資金融通法の特例)

第九条 認定総合化事業計画に従って行われる総合化事業（以下この章において「認定総合化事業」という。）に第五条第四項第一号に掲げる措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金融通法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項第一号中「農業者又はその組織する団体（次号において「農業者等」という。）」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第五条第四項第一号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者（株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者に限る。次号において「促進事業者」という。）」と、同項第二号中「農業者等」とあるのは「促進事業者」と、同法第七条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う農業者の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

2 農業改良資金融通法第二条（前項の規定により適用される場合を含む。）の農業改良資金（同法第四条の特定地域資金を除く。）であつて、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものについての同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」とあるのは「十二年」と、「三年（特定地域資金にあつては、五年）」とあるのは「五年」とする。

（林業・木材産業改善資金助成法の特例）

第十条 認定総合化事業に第五条第四項第二号に掲げる措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を林業・木材産業改善措置とみなして、林業・木材産業改善資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（政令で定める者に限る。）又はこれらの者の組織する団体その他政令で定める者（以下「林業従事者等」という。）」とあるのは「同法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第五条第四項第二号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）」と、同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「林業従事者等」とあるのは「促進事業者」と、同法第四条中「一林業従事者等」とあるのは「一促進事業者」と、同法第八条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う林業者の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」と、同法第十四条第一項中「林業従事者等」

とあるのは「林業従事者等（林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（政令で定める者に限る。）又はこれらの者の組織する団体その他政令で定める者をいう。次項において同じ。））」とする。

2 林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項（前項の規定により適用される場合を含む。）の林業・木材産業改善資金であって、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。次条第二項において同じ。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

3 前項に規定する資金の据置期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（沿岸漁業改善資金助成法の特例）

第十一条 認定総合化事業に第五条第四項第三号に掲げる措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）」とあるのは「同法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従つて同法第五条第四項第三号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者（次条において「促進事業者」という。）」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第四条中「一沿岸漁業従事者等」とあるのは「一促進事業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれ」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第八条第一項中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。）」とあるのは「その申請者」と、「近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第五条第四項第三号に掲げる措置」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る同法第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う漁業者の経営」とする。

2 沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項（前項の規定により適用される場合を含む。）の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金であって、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものの償還期間は、同法第五条第二項の規定にかかわらず、その種類ごとに、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

3 前項に規定する資金の据置期間は、沿岸漁業改善資金助成法第五条第三項の規定にかかわらず、その種類ごとに、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（農地法の特例）

第十二条 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が認定総合化事業計画（第五条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。次項及び第十四条において同じ。）又は認定研究開発・成果利用事業計画（第七条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。次項において同じ。）に従つて第五条第三項の施設又は第

七条第三項の施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

- 2 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が認定総合化事業計画又は認定研究開発・成果利用事業計画に従って第五条第三項の施設又は第七条第三項の施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例)

第十三条 農林漁業者等がその総合化事業計画（第五条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。以下この条において同じ。）について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定を受けた総合化事業計画に従って同条第三項の施設の用に供することを目的として行われる草地（主として家畜の放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地をいう。）の形質の変更であって、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第九条の規定による届出をしなければならないものについては、同条の規定による届出をしたものとみなす。

- 2 前項の規定は、第五条第一項の認定を受けた農林漁業者等がその総合化事業計画について第六条第一項の認定を受けたときについて準用する。

(都市計画法の特例)

第十四条 市街化調整区域内において認定総合化事業計画に従って行われる開発行為（都市計画法第三十四条各号に掲げるものを除く。）は、同条の規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

- 2 都道府県知事は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において認定総合化事業計画に従って行われる建築行為等について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

(食品流通構造改善促進法の特例)

第十五条 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者（食品（食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者に限る。以下この項において同じ。）が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業（認定研究開発・成果利用事業計画に従って実施される研究開発・成果利用事業をいう。以下この章において同じ。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

- 二 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定総合化事業又は当該認定研究開発・成果利用事業に参加すること。

三 認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業を実施する認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者の委託を受けて、認定総合化事業計画又は認定研究開発・成果利用事業計画に従って施設の整備を行うこと。

四 認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業を実施する認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一項 前条第一号に掲げる業務 前条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項第一号に掲げる業務

第十四条第一項 第十二条第一号に掲げる業務 第十二条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項第一号に掲げる業務

第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号 第十二条各号に掲げる業務 第十二条各号に掲げる業務又は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項各号に掲げる業務

第二十条第一項第三号 この章 この章若しくは地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

第二十条第一項第四号 第十四条第一項 第十四条第一項（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第二十一条第一号 第十三条第一項、第十四条第一項 第十三条第一項若しくは第十四条第一項（これらの規定を地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第二十三条第一号 第十八条第一項 第十八条第一項（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）

同項 第十八条第一項

第二十三条第二号 第十九条 第十九条（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（野菜生産出荷安定法の特例）

第十六条 第五条第十項の規定による通知に係る認定総合化事業計画に従って産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う認定農林漁業者等については、当該認定農林漁業者等を野菜生産出荷安定法第十条第一項に規定する登録生産者とみなして、同法第十二条の規定を適用する。この場合において、同条中「指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間

において農林水産省令で定めるところによりあらかじめ締結した契約（対象野菜の供給に係るものであつて、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。）とあるのは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第三条第六項に規定する産地連携野菜供給契約」とする。

（種苗法の特例）

第十七条 農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発・成果利用事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該認定研究開発・成果利用事業を行う認定研究開発・成果利用事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

- 一 その出願品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。）をした者
- 二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において「従業者等」という。）が育成した同条第一項に規定する職務育成品種（同号において「職務育成品種」という。）であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この条において「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等

2 農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定研究開発・成果利用事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であつて当該認定研究開発・成果利用事業を行う認定研究開発・成果利用事業者であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。

- 一 その登録品種の育成をした者
- 二 その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

#### 第四節 雑則

（国等の施策）

第十八条 国及び地方公共団体は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するため、情報の提供、人材の育成、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 国は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化と併せて、農林漁業者等以外の者による農林漁業及び関連事業の総合化及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した新たな事業の創出を促進することが、農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすことにかんがみ、関係省庁相互間の連携を図りつつ、この章の規定に基づく措置及びこれと別に講ぜられる農山漁村の活性化に資する措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(資金の確保)

第十九条 国は、認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第二十条 国は、認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第二十一条 農林水産大臣は、認定農林漁業者等に対し、認定総合化事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定研究開発・成果利用者に対し、認定研究開発・成果利用事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第二十二条 第七条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を第八条第四項において準用する場合を含む。）、第八条第一項から第三項まで、前条第二項並びに次条における主務大臣は、農林水産大臣及び認定研究開発・成果利用事業に係る事業を所管する大臣とする。

2 第七条第一項及び第八条第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同項に規定する主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第二十三条 この章に規定する農林水産大臣及び主務大臣の権限は、農林水産大臣の権限にあつては農林水産省令で定めるところにより地方農政局長又は北海道農政事務所長に、主務大臣の権限にあつては主務省令で定めるところにより地方支分部局の長に、それぞれその一部を委任することができる。

## 第五節 罰則

第二十四条 第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場

合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

### 第三章 地域の農林水産物の利用の促進

#### 第一節 総則

(定義)

第二十五条 この章において「地域の農林水産物の利用」とは、国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。以下この章において同じ。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。以下この条において同じ。）及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

(生産者と消費者との結びつきの強化)

第二十六条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との関係が希薄になる中で、消費者が自ら消費する農林水産物の生産者との交流やその農林水産物についての情報を求めている一方で、生産者が消費者の需要についての情報及び自ら生産した農林水産物についての消費者の評価や理解を求めていることを踏まえ、生産者と消費者との結びつきを強めることを旨として行われなければならない。

(地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化)

第二十七条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきの下に消費及び販売が行われることにより消費者の需要に対応した農林水産物の生産を促進するとともに、関連事業の事業者が地域の生産者と連携して地域の農林水産物を利用すること等により地域の農林水産物の消費を拡大し、併せて小規模な生産者にも収入を得る機会を提供することによりこのような生産者が意欲と誇りを持って農林漁業を営むことができるようにすることによって、地域の農林漁業及び関連事業の振興を図り、もって地域の活性化に資することを旨として行われなければならない。

(消費者の豊かな食生活の実現)

第二十八条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきを通じて構築された生産者と消費者との信頼関係の下に消費者が安心して地域の農林水産物を消費することができるようにすること、生産者から消費者への直接の販売により消費者が新鮮な農林水産物を入手することができるようにすること、地域の農林水産物を利用することにより食生活に地域の特色ある食文化を取り入れることができるようにすること等により、消費者の豊かな食生活の実現に資することを旨として行われなければならない。

(食育との一体的な推進)

第二十九条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物を利用すること、地域の生産者と消費者との交流等を通じて、食生活がその生産等にかかわる人々の活動に支えられていることについての感謝の念が醸成され、地域の農林水産物を用いた地域の特色ある食文化や伝統的な食文化についての理解が増進されるなど、食育の推進が図られるものであることにかんがみ、食育と一体的に推進することを旨として行われなければならない。

(都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進)

第三十条 地域の農林水産物の利用の促進は、農山漁村の生産者と都市の消費者との結びつきの強化にも資する取組である地域の農林水産物の利用を、都市と農山漁村に生活する人々が相互にそれぞれの地域の魅力を尊重し活発な人と物と情報の往来が行われるようにする取組である都市と農山漁村の共生・対流と一体的に推進することにより、心豊かな国民生活の実現と地域の活性化に資するよう行われなければならない。

(食料自給率の向上への寄与)

第三十一条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物の消費を拡大し、その需要に即した農業生産を農地の最大限の活用を通じて行うこと等により農林漁業を振興し、食料の安定的な供給の確保に資すること等を通じて、我が国の食料自給率の向上に寄与することを旨として行われなければならない。

(環境への負荷の低減への寄与)

第三十二条 地域の農林水産物の利用の促進は、農林水産物の生産地と消費地との距離が縮減されることによりその輸送距離が短くなり、その輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制されること等により、地域における食品循環資源の再生利用等の取組と相まって、環境への負荷の低減に寄与することを旨として行われなければならない。

(社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進)

第三十三条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域において地域の農林水産物の利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならないものとし、地域における多様な主体による創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、それらの多様な主体の連携の強化等により、その一層の促進を図ることを旨として行われなければならない。

(国の責務)

第三十四条 国は、第二十六条から前条までに定める地域の農林水産物の利用の促進についての基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第三十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(生産者等の努力)

第三十六条 農林水産物の生産者及びその組織する団体（以下この章において「生産者等」という。）は、基本理念にのっとり、地域の消費者との積極的な交流等を通じてその需要に対応した農林水産物を生産する等、地域の生産や消費の実態に応じて地域の農林水産物の利用に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第三十七条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において地域の農林水産物を利用する等、地域の農林水産物の利用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(消費者の努力)

第三十八条 消費者は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用に関する理解を深め、地域の農林水産物を消費する等、地域の農林水産物の利用に自主的に取り組むよう

努めるものとする。

(財政上の措置等)

第三十九条 政府は、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、当該措置が農林水産物の生産、加工、流通及び販売の各段階における地域の農林水産物の利用の促進を図る上での課題に的確に対応したものとなるよう配慮するものとする。

3 国は、地方公共団体が行う地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関し、必要な支援を行うことができる。

## 第二節 基本方針等

(基本方針)

第四十条 農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
- 二 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項
- 三 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項
- 四 その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県及び市町村の促進計画)

第四十一条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（次項及び次条第二項において「促進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## 第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策

(地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備)

第四十二条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、直売所（農林水産物及びその加工品（以下この章において「農林水産物等」という。）をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。）その他の地域の農林水産物の利用の促進に寄与する農林水産物の生産、加工、流通、販売等のための施設等の基盤の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたとき

は、当該直売所の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進)

第四十三条 国及び地方公共団体は、直売所等を利用した地域の農林水産物の利用を促進するため、情報通信技術を利用した農林水産物等の販売状況を管理するシステムの導入等による直売所の運営及び機能の高度化、直売所間の連携の確保及び強化、販売する地域の特性等に応じた多様な場所や形態で行う販売の方式の支援、既存の施設の活用の促進、生産者等による農林水産物の加工品の開発の促進、直売所等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、農林水産物の生産された地域内の学校給食その他の給食、食品関連事業（食品の製造若しくは加工又は食事の提供を行う事業をいう。以下この章において同じ。）等における地域の農林水産物の利用の推進に関する活動を促進するため、農林水産物の生産者と栄養教諭その他の教育関係者や食品関連事業を行う者（以下この章において「食品関連事業者」という。）その他の農林水産物を利用する事業者との連携の強化、地域の農林水産物及びこれを利用している事業者等に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保)

第四十五条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するに当たっては、地域の消費者及び食品関連事業者等の多様な需要並びに地域の農林水産物の生産量の変動、流通に係る経費等の課題に対応した農林水産物の安定的な供給を確保するため、農山漁村及び都市のそれぞれの地域において、その特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制を整備するとともに、地域における流通に係る事業者との連携等により適切かつ効率的な地域の農林水産物に係る流通を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等)

第四十六条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流が図られるよう、地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動（学校等において行われる実習を含む。）の促進、学校給食等における児童及び生徒と農林水産物の生産者との交流の機会の提供、地域における伝統的な食文化を伝承する活動等に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第四十七条 国及び地方公共団体は、地域の特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制の整備に資する技術を有する生産者、直売所等における販売及び運営並びに地域の農林水産物を利用した加工食品の開発等についての知識経験を有する者、地域の農林水産物の利用に取り組む者相互の連携強化を図る活動を行う者等の地域の農林水産物の利用の推進に寄与する人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施、技術の普及指導、地域の農林水産物の利用に取り組む者の交流その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第四十八条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の重要性に関する国民の理

解と関心を深めるよう、地域の農林水産物の利用に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究の実施等)

第四十九条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するための施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、地域の農林水産物の利用の取組に関連する環境への負荷の低減の度合いを適切に評価するための手法の導入等に関する調査研究、各地域における地域の農林水産物の利用の取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(多様な主体の連携等)

第五十条 国は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携して地域の農林水産物の利用に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その地域において、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携を図ることにより地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 目次の改正規定(「第二節 中核市に関する特例 第三節 特例市に関する特例」を「第二節 中核市に関する特例」に改める部分に限る。)、第二百五十二条の二十二第一項の改正規定、第二編第十二章第三節を削る改正規定、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十とする改正規定及び第二百六十条の三十七の次に二条を加える改正規定並びに次条、附則第三条、第三十三条、第三十四条、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十八条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六十八条、第六十九条及び第七十一条から第七十五条までの規定 平成二十七年四月一日

附 則 （平成二七年六月二六日法律第五〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。